

1. 議事日程

(平成18年第3回安芸高田市議会9月定例会第8日目)

平成18年9月20日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

13番	杉原洋	14番	入本和男
-----	-----	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	児 玉 更 太 郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	杉 山 俊 之
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	沖 野 清 治	消 防 長	竹 川 信 明
八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	穴 戸 邦 夫
向 原 支 所 長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壯		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 今日、建設部長それから教育次長、各支所長は災害調整のため、欠席でございますのでお知らせいたします。

どうぞ、市長。

○児玉市長 先ほど議長さんにもお願いをしたわけですが、今朝早くから緊急の会議を開きまして、実は災害から1週間以内に災害箇所を精査して、いくらかかるかという積算を概算でして、1週間以内に全部の災害箇所を県に出さなきゃいけないと。それでないと災害対応にならないと、こういうことでもあります。したがって、とても一番ひどい八千代町では職員だけでは手が回らんとこういうことで、今緊急にそれぞれ支所からの応援体制を取ると。本庁の方は吉田で対応がとてもできないというような状況でありますんで、とても本庁から行くわけにはいきませんので、それぞれ支所から、しかも積算の経験のあるような職員でないと何にも経験のない者は行ってもだめだと、こういう問題がございますので、今市庁舎の中で協議をしておるところであります。緊急でありますので昼までにはこの対応を整えんといけんと、こういうことがございますので、先ほど申し上げましたとおり欠席をさせてもらっておりますが、今日は1日中本庁の中にはおりますんで、ご質問があった場合は急遽、対応できるような体制にはなっておりますが、特に建設部長は担当のご質問が、まだ後のようでございますんで、ひとつそのようにお願いしたいと、このように考えておりますんでご理解を賜りたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○松浦議長 それでは、開会させていただきます。

ただいまの出席議員は21名であります。

小野剛世議員は午前中欠席という届出が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、13番、杉原洋君、14番、入本和男君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○松浦議長 日程第2、一般質問を行います。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、2番 秋田雅朝君。

○秋田議員 議長。

○松浦議長 はい。

○秋 田 議 員

政友会の秋田でございます。おはようございます。質問をさせていただく前にこのたびの台風で被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

昨日、市長報告またテレビ放映で災害状況についての報道がございました。なかでも稲作、青ネギ等、多大な被害が出ており、改めて自然が相手の農業の大変さ、また難しさを感じているところでございます。その農業について通告書に基づき、大枠1点振興施策についてお伺いするものでございますが、まず国の農業情勢では、農水省の2007年度農林水産予算の概算要求を3兆1,514億円とし、概算要求ベースでは対2006年度4.5%減となっており、内容的には担い手対策は中止で、政府予算編成の歳出抑制予算から考えますと、来年度も厳しい予算編成が予想されます。本県ではやはり国の流れに従った担い手中心の力強い農業構造の確立を前提に、構造改革の方向として担い手中心型の生産構造への転換、新たな担い手の確保等中心に事業の展開を図られようとしております。こうした状況を踏まえて本市の農業振興施策について、具体的な3点についてお伺いいたします。

まず、農道整備事業についてでございます。本年度の状況、今後の取り組み等についてお伺いするものでございます。農道舗装については、今までにもまた、本年度の支所別懇談会でも今後の見通しについてのお尋ねがございました。答弁として年々予算配分が減少される中、国・県への財源要望をしながら旧町の農道舗装計画をもとに計画的な取り組みを進めることとされておられます。本年度は平成17年度各町要望箇所を県へ申請されましたが、暫定的に平成18年度単独公共農村基盤整備推進事業の実施基本方針を提示され、実施については方針の地域内において県の施策に寄与するものを重点的に行うと思っております。限られた予算の中での農道舗装ですが、今後各地域の要望に対応していくことを考えるとき、実施条件が満たなくて実施できない地域が出てくると思われまます。19年度において県の方針が変われば別でございますが、今後の対応策が必要と考え、県の条件緩和を求めていくか、本市独自の施策が必要と思えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

次に、農業外企業の農業への参入促進についてお伺いいたします。農水省は2007年度農林水産予算概算要求の重点項目として、農業の競争力強化のための新たな挑戦として、企業の農外からの新規参入の推進を挙げております。農水副大臣による農地政策見直しでは、一般企業の農業参入で現行のリース方式による参入件数を増やすため、投資資金の融通、農地の賃借情報システムの構築等の対策を考えるとされておられます。本件でも新たな担い手確保として、農業外企業の農業への参入促進を図られ、参入企業数の目標を平成16年8社から平成27年68社とし、農畜産物の生産拡大と就業の場の確保に努めることを重要施策にしていることを伺っております。このことを受け

て、本市での取り組み状況、あるいは今後についてのお考えについてお伺いいたします。

3点目として耕作放棄地の減少を目指す具体的施策はというお尋ねでございます。3月定例会において、同僚議員が耕作放棄地をなくし、農業経営ができる取り組みをとという質問をなされ、小規模農家が多い本市では助成も考え、耕作放棄地の防止を図りたいとの答弁がございました。また、昨日の一般質問でも農業従事者の高齢化による農地の荒廃について行政の指導を望む質問がございました。答弁として農地パトロール等実施が挙げられました。私は農地有効利用の具体策について伺ってみたいと思います。5年ごとに行われております農林業センサスでは、本市の耕作地の推移は平成7年では137ヘクタール、平成12年では202ヘクタールと増加し、平成17年は通告書では145ヘクタールと減少していると私は掲げておりますが、正確には販売農家耕作放棄地145ヘクタール、自家用農家耕作放棄地55ヘクタール、計平成17年度耕作放棄地は200ヘクタールでございます。若干の減少でございます。ところが、耕作放棄率でいくと平成7年3.2%、平成12年5.1%、平成17年5.8%増加しております。本市の今後を考えると、高齢化あるいは担い手不足等、大きな問題があると私は思います。和牛の放牧地利用、市民農園整備等、全市での農地有効利用施策が耕作放棄地減少につながると私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

なお、再質問については自席で行わせていただきます。

○松浦議長

ただいまの秋田雅朝君の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの、秋田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、農道整備事業についてのお尋ねでございますが、仰せのとおり、平成17年度までは農道舗装につきましては町単位で取りまとめて単県事業により実施してまいりました。しかし、県においては広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の見直しと、県の財政状況から、平成18年度から集落営農を主体とした農業生産法人などの担い手に対してのみの事業に特定して、事業の採択をしております。こうした県の考え方は、国庫補助を受けて実施する事業はもちろんでございますが、農道舗装事業などを実施してきた単県事業に対しても適用され、事業実施するうえで非常に厳しい県は条件をつけてきております。今後の農業振興を考えますと、担い手の育成はこれまでどおり重点施策であり、農業農村環境を維持していく上におきましてもその生産基盤の整備も重要でございます。市としましては、県に対して財政事情の範囲で予算配分をいただき、県の考えに準じた市独自の予算執行ができる内容となるよう要望してまいりたいと考えております。市の財政状況を考えますと、これまでどおり補助制度を活用した事業計画を基本に取り組んでまいらないと事業ができないと、こういう状

況でございます。県だけ責めても国がそういう施策を出してきたと、こういうことでありまして、県も非常に難しい立場におるわけですが、特に今からやるほ場整備については、そのほ場整備の区域の中にいわゆる認定農家、国の標準から言いますと4ヘクタール以上の農家、あるいは国の基準で言います20ヘクタール以上の営農集団がおらないと、ほ場整備ができないという、そういう厳しい状況になってきております。また、先ほどの農道についても、その農道周辺に認定農家がおらないとダメ、営農集団がおらないとダメとこういう状況を県が出してきております。先般も農政部長といろいろ論議したんですが、県は県で非常に厳しい姿勢であると、県は予算を出すまあとしてそういう決まりを決めたんだろーと思っておりますが、まさしく県ももうない袖は振れんと、銭がないなつたと、そういうことで、そういうことも考えたのではなかろうかと思うんですが、本年もなんぼかは農道予算をつけてくれております。そういうことで、なんとか知恵をしぼって県の規則・決まりに沿うような方法で我々も農道舗装をできるだけやっていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから農業外企業の農業への参入促進についてのお尋ねでございますが、広島県では産業として自立できる農林水産業の確立を目指して新農林水産業・農山漁村活性化行動計画を策定し、集落農場型農業生産法人や農業外企業の農業参入等、担い手の育成を重点的に推進しております。農業外企業の参入については、資本力や経済力を持つ企業が農業へ参入することによって、農地の有効利用や地域雇用の促進等、地域の活性化が期待されます。既に向原町では、合併前から有限会社による農業参入が行われ、現在、4つの法人が向原町の水田の総面積の約4分の1を4法人で耕作しているところです。また、本市農業は集落法人や集落営農組織、担い手農家等により、多様な農業経営が行われております。今後とも、地域の農地は地域で守ることを基本に、担い手農家・集落法人等地域の実態に応じた集落営農システムの育成を進めることを基本としまして、農業外企業の農業参入については、地域との緊密な連携のもとに推進してまいりたいと思っております。ただ、まだ完全に農地法の枠がはずれておりませんので、この農地法がネックになってなかなか企業の導入もできないというところもあるわけございまして、国はこの農地法をなかなか緩めない。緩めないというのはかなり昔の考えですが、農地法を自由にしたら昔の地主制度が復活するという、そういうことが一番の大きな課題でありまして、また今度は農地法を自由にしたら都市の大資本が農地を買い占めてしまうと、そうすると国の農地の基本計画に係わる問題が崩れてくるというんで、なかなか農地法が緩まないというのがこの企業参入のひとつのネックでもあるわけでございます。多少そういう点では緩めてきてはおりますが、やはりまだまだ私は緩みようが足りないというように考えておるわけでございます。

次に、耕作放棄地の減少を目指す施策についてのお尋ねでございます。農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化によって農地の荒廃が懸念されておりますことは、議員ご指摘のとおりでございます。このような中で、美土里町におきましては桑田の庄において先般も新聞にも載っておりましたが、集団的な土地利用の形態は、個々の農家で維持することが困難となった農地を地域の総合力で守っていこうという取り組みを行っております。いわゆる荒廃した農地に和牛の放牧をするとか、そういう方法で地域で農地を守っていこうということが行われております。今後とも、地域の農地は地域で守ることを基本に、集落営農システムの仕組みづくりを進めまして、地域の力によって良好な農地・集落環境が保全されるよう推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で市長の答弁を終わります。

答弁漏れありませんか。

再質問がありますか。

○秋田議員

議長。

○松浦議長

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

答弁漏れはございませんと申しましたけども、一応ひとつずつまた確認させていただきますけども、農道舗装については市長、今適切な答弁をいただいたんですけど、国の方針、あるいは県の方針に従う方向で進んでいかないと、現時点ではどうにもならないんだということ判断いたします。それで数字的な調べをさせていただいてなかったんですけど、農道舗装の要望ですね。これは非常に多いと思うんですけども、数字的なことは求めませんけども、大体要望された数に対して、要望された箇所の数に対しての実施状況ですか、そういったかたちが当然年々限られた予算の中でやってくわけですから、数が少ないと思いますけども、あくまでもこれは要望がある以上、計画的な進め方をしなければいけないと思いますので、そこらあたりは計画を持って、農道整備台帳との整備等も、今までの答弁にもございましたけれども、そこらあたりをもう一度どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

それから今後の取り組みについてということは、まあ大変状況厳しいということを私も認識いたしました。深くはもう申せないと思いますが、通告書でも質問させていただいておりますけども、やはり条件緩和、県へ求めてできないのであれば、やはり本市独自の施策を将来的な展望で考える時にはつくっていくのが妥当ではないか、必要ではないかと思いますので、そこらあたりの答弁をもう一度いただきたいと思います。

それから農外企業の農業参入についてでございますが、答弁では現在本市では向原町の法人、4法人の取り組みの話をされましたし、ま

た地域との密接な連携の下に今後考えていくという答弁でございましたけども、ちょっと新聞等で見ると新規参入企業、よその県でございますけども、恐らくこれが全国的な例だと思いますけども黒字は約1割でしかないんだということも出ておりました。やはりそのあとの9割が赤字ということは、いろんな意味でやり方とかあるのかもわかりませんが、確かに赤字が多いんだということで、そういうなかでの企業の必要支援策として要望されておるのが、やはり農地の提供、先ほど農地法の関係の話もなされましたけども、農地の提供であるとか、資金の融通であるとか、あるいは参入手続き等、これはさっきの農地法にかかるんかと思いますが簡素化ができてないから難しいんだということが出ておりましたので、そこらあたりを考えたときに、本市がまだまだ企業が入っているとは言えないので、そこらあたりをもう一度取り組みについては、しっかりと検討もされなければならないと思いますが、お考えのほどをお伺いしたいと思います。

それから3点目の耕作放棄地の減少の具体策でございますが、結果として美土里町桑田の庄の放牧、和牛の放牧地利用等、あるいは市民農園も向原町、甲田町でございます。そういった利用方法が対応策だと私は考えますけども、現実的には先ほど申し上げましたように、率では増加しておるわけでございます。面積では若干減っていても率が増加していることを考えたときには、あるいは農地の集約等を考えたときになかなか担い手の問題であるとか、高齢化の問題で、その請け合う側も手一杯の部分が出てくると思うんです。農地の集約化に関して考えたら。そう考えると、ますます今後においては放棄地と遊休地とわけなければいけないかわかりませんが、そこらあたりが増えてくるのは必至でございますので、やはり何かこれも独自の施策を考える必要があると、私は思います。その考えることを行政がしていくことを市民の皆さんがしっかりと吟味されて取り組んでいく形が理想的な形だと思うんですが、その市としては具体的な取り組みというのはどのようにお考えなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○松 浦 議 長

以上、再質問について答弁を求めます。

○児 玉 市 長

まず市長 児玉更太郎君。

ただいま農道の問題についても後ほど担当部長からお話しをしたいと思いますけども、全くゼロではないわけでございます。なんぼかきとるはずで、県から補助金が。それをまず有効に使っていきたいということでございます。また、耕作放棄地の問題については非常に頭の痛い問題、特に不在地主、町外へ出ておられる水田を持っておられる方の農地が荒れると、昨日も川角議員からお話しされました。そこらはなんとかしてくれと言ってもほっといてくれという、そういうような回答が返って来るとい、個人の財産でございますので非常に難しい、そこらもこの間ちょっと聞きますと半強制的に草を刈るとかそういうことを国もせんといけんのんじゃないかと、そういうところも法的な

根拠がないとできませんので、個人の財産でありますのでそういうことも農政の中で考えておるようでございます。企業の算入については先ほどもお話しがありましたように非常に農地法とか、あるいは算入しても実際にもうからんという問題もあります。先般も聞きますと世羅郡のかごめのトマトの団地というのは非常に成功した例ですが、そこで働かれる人は最低賃金しかない、ということによって企業導入したような形にしてもなかなか本当の理想のものになってこんという問題もあるわけで、非常に農業そのものが難しいという問題もございしますので、そういうものを、本市におきましても1社ほど企業が大規模の農業に取り組むという、今準備もしておられますし、そこらに我々も期待をしておるところでございます。

もう少し詳しくは、部長の方から報告をいたします。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

それでは3点のご質問について、補足のご説明をさせていただきます。

まず、最初に舗装の事業計画等についてのご質問でございますが、状況につきましては先ほど市長の方から答弁をさせていただいております状況でございます。そういった非常に厳しい中での事業実施という状況になっております。市内の農道の舗装状況につきましては、まだ現在ほ場整備の実施地区も市内にもございます。それから、これからほ場整備に着手するというような地区も現在推進をしておるような状況でございます。こういった基本的にはほ場整備の実施地区について舗装を事業完了後において、整備をしていくということでございます。昨年からは支所別懇談会等でお話しをさせていただいておりますように、現在農道台帳の整備をさせていただいております。その台帳整備後においては農道の全容も把握することができると思います。全体的な計画につきましては、そういった台帳整備後における計画になると思いますが、現在は先ほどから申し上げておりますように県の補助事業を活用して、精一杯の事業実施をしておるというのが実態でございます。今年度におきましては、現在の段階では事業費ベースで約2千万弱の予算を、割り当てをいただいております。今年度の状況につきましては、議員ご指摘のように認定農業者、あるいは法人の受益がある路線についてのみを対象にするということで、内示を現在いただいております。来年度以降の要件のことにつきましては、まだ県の方で現在検討をしておるという状況でございますが、できればある程度市の方に裁量権を持たせていただくと、事業計画を自立をしていくような内容にさせていただくような要望を市としてはしていきたいと考えております。

それから企業参入のことでございますが、従事者の減少でありますとか、高齢化とするような中で、それぞれ農家の皆さん、地域の皆さん

んが力を合わせていただいて現在、生産活動あるいは農地の保全に努めていただいております。そういった中で、どうしても集落なり地域なりで、営農が支えきれないという状況も出てきております。そういった中で、ひとつの事例としましては、地域の企業の力を借りて営農活動をされておるといような状況も、これまで事例もございます。できれば、そういった実状の一番理解をしていただいております地域の企業の皆さんの協力を得ながらそういった営農活動ができれば、一番理想ではなかろうかというふうに思います。市外からの新規の企業の参入ということになりますと、やはり一番は地域合意、地域の農家の皆さんの合意が一番重要になろうと思いますので、そういったところでまずは市内の企業との連携、あるいは協力を推進をしていくということが重要になろうと思います。そういった意味でもこれまで取り組みをしております集落営農の推進の中で、地域、あるいは集落の将来のビジョンを策定をしていただく中でそういった企業の支援、協力のことも当然協議のテーブルにも着いて上がってこようと思いますので、そういったところでの市なり農協としての情報提供、あるいはご協力は今後取り組んでいきたいと思っております。

それから耕作放棄地の防止対策でございますが、先ほど市長が申し上げましたように、特に不在地主につきましてはなかなか対応が難しい状況にもなってきております。昨日のご質問でもお答えをしておりますが、現在農業委員会の方で状況調査をしていただいております。こういった調査の結果をもとに農業委員会、あるいは農協関係機関とも連携をとりながら対応をしてまいりたいと考えておりますが、やはり対応といたしましては、地域の皆さんの取り組みの中でこういった不在地主等への対応が一番理解をしていただける早道ではないかというふうにも考えております。そういった意味では、やはり地域の皆さんの協力も得ながら、こういった荒廃地の取り組みを今後とも進めていきたいと考えております。

以上であります。

○松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

2番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員

農外企業とそれから耕作放棄地の件をもう少し質問させていただこうと思うんですが、農外企業の農業の参入ということで先ほど部長さんも答弁いただきました。地域企業の力を借りるということをおっしゃいました。それから耕作放棄地では不在地主の問題があるということでございますが、そこらも解決は考えなければいけないということなんですが、私はひとつの施策としてNPOの活用というのもやはり考えていかなきゃいけないんじゃないかと思う次第でございます。と申しますのも、それぞれNPOは地域ごと本市だけに限らずいろんな意味で広い範囲ございますけども、そこらの連携で例えば業務委託と

というような形態で、NPOが算入するという形が取れるとお伺いしております。じゃあどのようなことをすればという考えはなかなか難しいんですが、言えることは行政がやはりひとつの窓口のような形で対応をしていただいて、そのNPO法人がそこへ私がやってみましょうとかいうかたちでの参入等ができれば、これはまたひとつの対策ではないかと思うわけですが、そこらあたりの答弁をいただくのと、それから最後の質問として、3点質問させていただきましたが、細かい質問でございましたけども、これは関連性があると私は考えておるんでございます。申しますのも、先般来、あるいは今年度に入ってから国の施策においては大型農家育成の方向で話が進めてきておられますし、それぞれの議員さんも小規模農家の支援策については、何度もお伺いしておりますけども、このことは一番施策において農業減退の傾向にあると私は思うんです。そのことを考えたとき本市の「人・輝く安芸高田」の建設についてはまだまだそのことが実現されないと、遠い部分があるのではないかと私は考えております。それで何度も申し上げます。昨日も同僚議員の質問もございました、市独自の施策展開を行うことによって活路を見いだして、それから現況を打開していくことが重要だと思うんですが、そのためには、やはり行政があらゆる仕掛けですね。仕掛けという言葉が適切か私は分かりませんが、市民に対してのアピールですか、そういった形のものをしていき、また将来的な展望の計画をきちんと立てて、前に進むことが必要と思いますが、最後に市長のご見解をいただきまして私の質問を終わらせていただきます。

○松浦議長 ただいまの秋田議員の再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 農地の荒廃の問題につきましては、そのために農業委員会があるという問題もありますので、農業を守り農地を守るということでそういう意味で、農業委員会今新しく試みとして、農地パトロールということを行っております。パトロールしながらどこがどうなってるか、どこが荒廃の可能性があるかということも調べておりますので、今後はそういう資料をもとにしながら具体的に、先ほどお話しがありましたようにNPO法人の活用ということもあるいはあるかと思えますし、私は10年くらい前から話をしておるんですが、一番農地を荒らさん方法というのを、農地が荒れるのはしょうがないんで、それなら行政がトラクター買って1年中荒れるところを耕作して歩けばいいじゃないか。そりゃ仮にもものは植えんかもわからんが、荒地のままでおるといような話もしよるんですがなかなかそこまで、具体化しないわけでございますが、いろいろ方法を考えていく必要があるかと、このように思います。

○松浦議長 以上で秋田雅朝君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

続いて通告がありますので発言を許します。

1 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

議長。

○松 浦 議 長

はい。

○明 木 議 員

おはようございます。1 番あきの会、明木一悦です。質問に入ります前にまず、16日から18日にかけて豪雨、そして台風により被災された方々にまずもお見舞いを申し上げます。

それでは通告に基づき大枠2つの質問を行いたいと思います。最初に市役所における市民サービスの向上についての質問をいたします。現在の地方自治体経営に求められていることは、創造力と企画力を活かした多種多様な市民サービスではないかと考えます。その中でも今回は窓口サービスについて取り上げたいと思います。先日、総務部長も同行されました総務企画常任委員会には、群馬県太田市の行政改革について視察に行ってきました。その中でもすぐに取り組めるのではないかと考えられるのが窓口サービスの充実ではなかったかと考えます。太田市では行政関係施設において、年末年始を除く平日、土曜日、日曜日、午前8時半から5時15分まで、またショッピングセンターなどにおいてはサービスセンターを設け午前10時から午後7時までの間、一定の市役所の窓口サービスを受けることができました。今地方自治体に求められている自治体経営、その中で最大の市民サービス業として、経営力と市民へのサービス提供が望まれている。そんな中、太田市のような例、サービス業としての企業理念、顧客第一主義に即したものでないでしょうか。安芸高田市における経済動向は決して全国的な経済動向に比較、比例しているものとは言えず、まだまだ厳しい状況下にあるのではないのでしょうか。そんな中、雇用条件も厳しくなかなか市役所に出かけたくても出かけられない状況にある市民。そこで先ほど言いました例のような取り組み、年末年始以外の営業、または時間外営業に取り組まれてはいかがでしょうか。このことについて市長にお伺いするわけですが、これと同様の質問を以前も行ってきております。その時の答弁が今後検討課題として、行っていきたいという記憶があります。そこでこれまでどのように検討され、また今後どのような方針を持たれているのか、市長にお伺いするところです。また、年末年始以外の営業や、営業時間について郵便局やコンビニにおける事務事業取り扱いサービスの拡大が有効ではないかと考えられます。例えば可愛・丹比などの郵便局などやコンビニに事務事業を行われてはいかがでしょうか。市長はどのようにお考えでしょうか。

続いてパブリックコメントについてお伺いします。パブリックコメント、共同意識がより多くできるものではないかと考えます。これもやはり総務常任委員会で視察をした先におきましても、条例策定からの段階で市民参加をインターネットなどで呼びかけ、意見を募集し、

最初から条例などをつくり上げて、共同でつくり上げておりました。協働のまちづくりを目指している市長、しかし市民が自治体と協働していると実感がまだまだ浸透していないのではないかなというふうに感じる場所も考えられます。それはやはり自治体による情報提供不足と意見の出せる場が少ないということではないでしょうか。確かに地域懇談会などで行われますが、その場では限られた市民の意見ばかりが優先されているのではないのでしょうか。市民による計画立案の段階から市民の意見を取り入れ、体制を取るためにもパブリックコメントを導入してはいかがでしょうか。と、同様の質問を2005年の9月定例会、ちょうど1年前にしております。その時の市長答弁は高度情報化社会の中であって、時期を問わず市民からの意見をいただけることの可能なホームページにつきましても包括的であると思しますので、このことを含め、今後手法について検討してまいりたいと考えておるところでございますと答弁をいただいております。あれから1年、その後どのように検討され、今どのようにされようとしてるのかお伺いします。

大枠第2問、安芸高田市市立図書館の充実についてお伺いします。現在安芸高田市には6つの図書館がありますが、来年開館を迎える吉田図書館、これは多分中央図書館の位置づけとなるのではないのでしょうか。そうなった場合、図書館のネットワーク化を考えていく必要があるのではないかと思います。図書館のネットワーク全体を管理していくためには、やはり専門知識を備えた館長による運営が望まれるのではないかと考えます。このことにつきましては、第2庁舎文化福祉保健施設建設調査市民検討委員会の中においても出された意見だと認識をしております。その図書館サービスの充実を、機能の拡大を図るにおいて現在の安芸高田市立図書館条例でいきますと、館長による運営の中で、現在まだ教育委員会に預けられているところがあると思えます。例えば第5条の2や第6条、第10条など休館日、利用時間、利用者の処分などにおいて、やはりそこに現場にいる館長がそのあたりを管理していくことが必要ではないかと考えます。

そこで教育長にお伺いします。現在、吉田図書館がオープンした後にネットワーク化、また館長を設けていくための準備をされているのかどうかお伺いするところです。

続いてその図書館整備に当たって、やはり市民検討委員会におきましても意見が出されたと思えますけど、5万冊の図書の準備、開館時における図書の準備が求められております。19年秋に開館する予定であります。来年度の予算において5万冊の蔵書ができるのか、そのあたりをお伺いします。

以上で質問を終わりますが、答弁により再質問は自席にて行います。ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○松浦議長

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの明木議員のご質問にお答えをいたします。まず、市民サービス向上としての、窓口サービスの時間延長の対応についてのお尋ねでございます。このことにつきましては、行政改革推進実施計画の中で、窓口業務時間の拡充によるサービスの向上という項目を掲げまして、重点項目として現在取り組みをいたしております。昨年度は、このことに関係する部署の確認を行いました。窓口の時間延長や休日の対応については、職員の健康管理や時間外勤務手当など、事前に解決すべき課題もたくさんございますことから、本年度は交代勤務や時差出勤制度もございますことから、本年度は交代勤務や時差出勤制度など対応が可能な制度について、先進事例などを参考として調査・研究を行っているところでございます。このことは全部の支所でやるというのは、なかなか人員の問題もあって難しいので、やはり本庁に来てもらえればそういう時間外対応ができると、そういう方法をとる必要があるのではなかろうかと、このように考えておりましたが、なお、この調査・研究につきましては、鋭意努力を重ねてまいります。なるべく早い時期に、試行を含めた段階的な導入が図っていくように考えております。特に今考えておりますことは、来年の8月末には新庁舎がオープンをしますんで、その時期には、今4カ所に分散しております職員が全部ひとつの屋根の下に入れると、こういうこともありますので、やはり時期的には新庁舎のオープンを契機にこういう時間外対応をできるような方法を考えていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、郵便局やコンビニにおける事務事業取り扱いの拡大の検討についてでございます。郵便局における住民票や印鑑登録証明書等の請求及び引き渡しなど、地方公共団体の特定事務の取扱いは、現在市内の6つの郵便局において、実施をしております。平成17年度の交付件数を平成16年度と比べてみますと、全体では6つの郵便局で339件ございまして、平成17年度は前の年に比べますと49件減少したことに、取扱件数がですね、339件で前の年に比べますと49件減少をしております。各郵便局の交付実績を見ますと、美土里の生桑郵便局が平成16年度が67件、17年度が61件。北郵便局では、平成16年度が33件、平成17年度が44件でございます。それから横田郵便局では、平成16年度が10件、平成17年度が8件。これは1年間に8件ということでございます。高宮の来原郵便局では平成16年度84件、平成17年が、これはどうかしてございまして93件。川根郵便局では、平成16年が194件、平成17年度が133件でございます。今年事務委託を行いました小田郵便局では、6・7月の2カ月で35件の利用があったわけでございます。市民の皆様には、市広報でご利用の案内をしているところでございますが、ある程度の期間をかけて見直しを行っている中で、本庁・支所からの距離や交通網を考慮し必要性のあるところから実施を検討したいと思いま

すが、地域の住民の皆さんの要望と利用が大切であると思います。

議員ご指摘の可愛郵便局及び丹比郵便局の各郵便局につきましては、同様に考えていきたいと考えております。ただ、この郵便局のサービスもタダではございませんので、約機械を設置しますと600万円一カ所へ機械の設置がかかるわけでありまして、甲田町へ設置しました機械はリースでございます。しかしリースと言いましてもそのくらいは月々払っていかなくては行けないと、こういうことがございまして、やはり実際にそれだけ600万も錢をかけて、本当に皆さんが月に1件も利用がないような施設をつくる必要があるかどうかという問題が今、壁につきあたっておるところであるわけございまして、利用件数を考えながら、特に川根地域におきましてはご存じのように年間194件くらいを利用しておりますので、これはやっぱり僻地でございますので、効果が出ておるのではなかろうかと、このように考えております。

次に、コンビニにおける税等の収納事務の取扱いにつきましては、税及び使用料等の収納窓口として納税者の利便性の向上とか、納期内への収納の確保、収納率の向上等が考えられることから、将来コンピューターの全面改修と併せて実施できるかどうかということも検討していきたいと思っておりますし、しかし実際に今の郵便局へ設置した、ひとつ何百万かけて設置した機械が月に1人くらいしか利用してもらえないという実態が出てきておるわけで、なかなか行政としても難しい対応を迫られておることで、コンビニについても今後十分研究はしていきたいと、このように考えるところでございます。

それから、パブリックコメントを導入した協働の拡大と市政への住民参加によるサービスの向上についてということでございます。今ご指摘の、全国の大きな潮流となっております。各地でパブリックコメントの導入が行われておることは承知をしております。このパブリックコメントとは、行政が政策立案過程で住民の意見を聞く制度で、行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を聞いておき、それを意思決定に反映させるというもので、具体的には、政策・条例改廃等の素案を広報紙・ホームページ等で公表いたしまして、住民に意見の提出を電子メールとかファックス・郵便などの方法を求めて、最終的な意思決定に反映させていくという新しい制度でございます。安芸高田市の市政への市民参画については、合併当時より市内32の住民自治組織の活動を通して、明らかにされた地域の課題、意見や要望を市政に反映することを基本としておるわけございまして、安芸高田市の市民参画や協働のまちづくりは、住民自治組織による住民自治を基底に置いたものと考えております。こうした制度を具体化するものとして、現在まちづくり委員会を、それぞれの振興会の代表の皆さんに出てもらって、年5回か6回だったと思っておりますが、このまちづくり委員会を開いております。また、このまちづくり

委員会の中に、小委員会を設置いたしまして、地域での経験や課題を通して地域福祉や地域の安全安心等について議論をしていただいております。このような議論の中から、地域で市民が自主的に取り組む事業、市民と行政が協働して取り組む事業、行政が主体的に取り組む事業等が具体的に提言されるように期待をしておるところでございます。市としてもパブリックコメントの必要性は、十分理解しておりますが、現在安芸高田市の状況から見ますと、住民自治を基底にした市民の参画、協働のまちづくりを定着することがまず第一ではなかろうかと、このように考えておりますし、特に今建設中の第2庁舎文化ホールにつきましては、議会の方でも特別委員会をつくっていただきまして、随分長い間ご意見を賜って、現在の成果を生んでおるわけでございますし、また、市民の検討委員会というのをこの第2庁舎文化ホールについてもつくりました。広く市民の声を聞かせていただきたいと、こういうことで、これも6回か7回か随分の議論をしていただいたわけでございますが、今まではこのような事業をやる時には議会と協議しながら、議員さんが市民の代表ということで、協議をしながらその建設をしてまいったわけでございますが、今回は特に市民の皆さんの意見も合わせて聞く組織をつくろうとこういうことで、検討委員会をつくらせていただきました。ご指導いただいた委員長で、広島工業大学の森保教授がずっとこの市民検討委員会に出席をしていただいたんですが、最後に森保先生が言われるのにはこういうような大きな事業をするのに、市民検討委員会でこれほど具体的に意見を聞いた例を私は見てないと、県内各地でそのような新しい施設の建設に係わりをもってきたが、そういうことで私は高く評価をその先生もして、安芸高田の取り組みは広く、今後各地でPRしていきたいというようなお話しをいただきましたので、そういう点ではご指摘のようにパブリックコメントに相当するようなこともさせていただいたと、このように考えておまして、今後ともご指摘のように住民の皆さんの意見を十分市政に取り入れるような方策を今後とも考えてまいりたいと、このように考えております。

○松浦議長

以上で市長答弁を終わります。

次に教育長、答弁を求めます。

佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの、明木議員の市立図書館の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目の市立図書館条例の改正についての質問にお答えをいたします。現在、安芸高田市図書館条例が制定をされておりますが、これは旧町のものを基本的に引き継いだ内容となっております。総合文化保健福祉施設の1階に新しく建設されております図書館は、市内図書館の中央館としての機能を持たせ、館長は専門的な知識を持った人を考えておるところでございます。また、このことによりまして生涯学習の



拠点施設として、さまざまな資料や情報を幅広く収集・提供することはもちろん、市民のニーズに応え、身近で親しみやすい市民の出会いと憩いの場となる図書館として位置づけて、条例改正を行う考えであります。

次に2点目の図書館整備の準備についてお答えいたします。新しくできます図書館の蔵書につきましては、一応5万冊を目標としております。現在、図書館協議会委員さんの代表、また甲田図書館、田園パラッツォの図書館、吉田図書館の司書等含めまして7人で選書委員を選んで選書中でございます。財政的に大変厳しい状況ではありますが、開館時には少なくとも80%の蔵書率を目標として、5年後の平成23年度を目途にできるだけ早く5万冊の蔵書を達成したいと、このように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問は休憩後にいただくことにいたしまして、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時 5分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問を求めます。

明木一悦君。

○明木議員

市長にパブリックコメントについて答弁をいただいたわけですが、内容的に以前からあんまり変わってないのかなと感じるんですけども、実は以前もこれに対して同じような再質問をしたかなと考えるんですけど、市民検討委員会、もしくは32の振興会、自治団体による意見の集約等につきまして、やっぱりそこでは意見の出せない方がいらっしやるという現実もあるわけです。それで幅広く取り組めるのがパブリックコメントの活用ではないかなというふうに考えます。そんな中で、今までの委員会なりにつきましては、公募もほとんど行われてない状態でありまして、先日の同僚議員による男女の比率におきましてもこれは、平均すればその値に29%ですか、そういう値になるかと思うんですけど、数字はちょっとうる覚えなんではっきりしませんけど、全体的に見れば委員会が偏っているように考えられます。男性が多い委員会があれば、女性が多い委員会があり、そういう中での偏った意見になっておるのではないのでしょうか。また、年齢差においても年齢別におきましても、委員会の中には若い方が少ないように考えられますし、振興会、自治組織においてもなかなか若い人はそこへ出ていってない現状もあるのではないかなと考えられます。でも、最近よく安芸高田ドットコムあたりを掲示板、意見を出したりするところが

あるんですけども、そんなところを見ますとパブリックコメント的なことが結構出てきておるように思います。やはり市としてのそういう取り組みをしていただいて、もっともっといろんな角度からの意見を募集できるような体制をするべきではないでしょうか。また、この委員会等、住民組織においては内部の意見しか入ってきません。時として外部からのいい意見も取り入れることもできます。パブリックコメントというのはそうではないでしょうか。また、市外で育った方が市外に住まれている、市外から見た意見等も出していただけるのではないのでしょうか。そういうことを考えるとやはりこのパブリックコメントというのを、もう少し幅広く求められる環境をつくっていくことが必要ではないかと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

事務事業における時間延長、もしくは土曜・日曜・祭日における取り組みですけど、確かに職員健康管理・残業等あります。しかしながらこの取り組みについて、そんなに検討する時間が必要なのかということも考えられるのではないのでしょうか。フレックス対応ということで来年の8月には対応されるということですけど、実際にすぐに取り組みされる面もたくさん今回の視察ではあったのではないかと思いますので、そのあたりについて総務部長の方のご見解をいただきたいと思います。また、この窓口サービスにつきましては、実際にはどのような状況であるかということなど、本日支所長にもお聞きしたかったところなんですけど、災害対策ということで急遽皆さん欠席されておりますので、その面確認できないことが非常に残念だと考えております。

続きまして、図書館のサービスの充実についてお伺いします。確かに財政難である、ということで一遍に本の整備はできないということであり、80%を目標で23年度には100%いくというお考えを提示していただいたわけですけど、先日ニュースにも出ておりましたけど、合併をしない町矢祭町、ここでは図書館建設にあたって本を募集しました。すると集計で12万冊余りの本が揃ったというニュースがありました。金がないのであれば、金がないような方法をとって、本を揃えるということも可能だと思います。そこでネックになってくるのが先ほども言われましたけども7人の選考委員会、本当に人がたくさんいるんだということを言われていました。こちらに資料がありますけど、伊奈町立図書館、ここではボランティア団体によるそういう図書館の活動とか整備等をされております。また、NPO法人を使った活動に取り組まれているところも他の図書館では行われているのがありました。それが七尾市立図書館ですね。七尾市立図書館ではNPO法人を設立して運営を共同で行っているという活動が行われている図書館もあります。人員がないのであれば、金がなくて人員が揃えられないのであれば、やはり協働のまちづくりである安芸高田市であるのであれば、そういう対応もたくさん考えられると思います。

もう少し広い角度で、いろんな角度で検討してはどうでしょうか。

また、今の7人の選考委員についてなんですけど、その方々はそれなりの司書というタイトルを持たれた方々なんですか。やはり専門性を持ったそういう資格を持たれた方が対応していくことが今後望まれるのではないかと考えますが、いかがなんでしょうか。また、この図書館においてこれも充実していくため、この図書館というのが、先ほども言われましたけども中央館という役割を持つ。これは実際に一番安芸高田市におけるアミューズメントになるのではないかと考えられます。人を集める可能性がたくさんある。秘めたものではないかと思えます。ホールについてはイベント性のあるもので、その時しか集まりませんが、図書館が充実すればその周辺は栄えます。そのためにはそこに魅力のあるものを持っていく必要があると考えます。例えば、ここには毛利があります。地域資料を揃えて毛利のことであればここへ来ればわかるということになれば、全国各地から人を集めることも可能だと考えます。そういう取り組みを持って、いかに図書館で反対に経済を繁栄するかということを考えていくためには、しっかりした専門性を持った館長を早急に建設の段階から入れていく必要があると考えますが、教育長はどのようにお考えかお伺いするところです。

○松浦議長

以上、再質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

パブリックコメントの問題でございますが、議員ご指摘のように有効な手段と考えておりますが、安芸高田市のような人口3万5千の町ではやはり、顔をつきあわせていろいろ皆さんの意見を聞くという、そういうものをやはり重視をしていきたいという、そういうことで先ほどお答えをさせてもらったということでございます。したがって、いろいろご意見を聞かせていただきますと、やはり今後我々としても取り組みを検討する大きな課題であろうと、このように考えております。検討するばかりでやらんじゃないかということをもた次にお叱りを受けるかもわかりませんが、検討をさせていただきたいと思えます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

議長。

○松浦議長

傍聴の方からちょっと声がありましたけど、声が細いということでございますので、大きい声でやって下さい。答弁は。

○新川総務部長

はい。それでは窓口サービスの時間延長の関係でございます。基本的に行政改革の推進の中におきましても、市民のサービスの観点から窓口業務の時間の延長をするということについては、サービスの向上につながることで必要と考えております。実施に向けての状況でありますけども、先ほど市長さんの方からご報告ありましたように第2

庁舎、また文化総合福祉センターの完成を見、そういう開館も土・日に開館されるというように思っております。そういうことになればこうした新しい庁舎、また総合センター等の来客も大分増えるのではなかろうかなと思っております。そういう状況の観点から、総合的な窓口対応を開かせていただくということが一番ベターではなかろうかと思っております。問題視する観点につきましては、基本的に当然、戸籍住民基本台帳法なり、いろんな角度で窓口の方には耐火書庫の中に国から預かっておる戸籍原本というものがございまして、担当する原課の職員はそこに出入りしますけども、他の課に属する職員は出入りを禁じております。そういう状況をどのようにクリアして実施していくかということも1点あるかと思っております。どの部門をいろんな形の中で開いていくかということになるかと思えますけども、できるだけ、例えば全部の順番制に決めた形の中で対応できるような方法もいかなというふうに思っておりますし、そういういろんなパターンを今後もう少し検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは先ほどの再質問にお答えをしたいと思います。まず中国新聞に9月の2日、天風録というのが載っております。私も見ておりますけど、福島県の矢祭町の図書の収集についてでございますが、全国に眠っておる図書があれば寄贈をしてくださいますというところでお願いをしましたところ、14万冊集まったということでございます。実は、その図書その後どうされるんだろうかということでございますが、一冊一冊にバーコードをつけて、その図書の内容を記録しながら整備をしていくという大変な作業があるわけでございます。私といたしましては、これもひとつの方法だと思っておりますが、現在進めております図書館につきましては、基本的には必要な辞書等については、現在ある吉田の図書館でも揃っておると思えますし、市民が望んでおりますのは新刊図書が一番望まれておるのではなかろうかなということも思うわけでありまして。そして先ほどもお話しをいたしましたけれども、中央館としての機能を果たしていくためには、やはりそれぞれの各館にある蔵書はどういうものがあるか、そして中央館にどういう図書があるということで、ICタグとかバーコード等を装備した中で市内全体の図書管理ということを中央館が行っていくし、そしてまだ言いますと、移動図書館もそういうことも考えながら、移動図書館車も走らせていくということも考えていく必要もあるだろうと思えますし、またいろんな皆さん方の力をお借りしながら、図書館そのものが地域の文化の拠点として、その図書館があることによって、市民も多くの人があるところに来たり、あるいは憩いの場となったりするようなことも企画していくと、それは専門的な力を持った人じゃないと、ただそういう仕事

に携わっておった、事務に携わっておったというだけでは発想が豊かにならないのではないかということで、中央館の図書館の位置づけの館長は専門的な力量を持っている人にできるだけ早く来ていただきたいということで、昨年も私自身も動きをさせてもらったわけですが、残念ながらそういう人は確保できないということがございましたので、改めて19年度にはそういう人を確保させていただいて、前に進めていきたいという私自身の思いを持っておると、いうことをご理解いただきたいとこのように思っております。そして現在、図書館の選書でございますが、7人と言いましたけども、事務をするのが1名おりますけど、あとは全部図書館司書の資格を持ったベテランでございます。図書館司書ということにつきましては、例えばこういうことについての本がないだろうか、あるいはこういう本にはどんなことが書いてあるんだらうかということ、仮に電話、またはFAXでお尋ねがあった時には、司書の有能な資格を持っておるものがその本をすぐさま探して、これはこういう意味でこういうようなことですよという内容も紹介してもらえるとということもございますし、図書の展示の仕方、紹介の仕方等々専門職としての力を発揮してもらえないかということもございまして、私は図書館というものについての司書というのは専門性を持った人を雇用するのが一番いいんじゃないかなということで、選書もそのように取り組んでおります。

以上です。

【以下（ ）内は、10月2日の本会議における教育長訂正文】

9月の定例議会の最終日議会にあたりまして、去る9月20日の明木一悦議員の一般質問の答弁の中で、私の答弁に間違いがありましたので、ここに答弁の訂正をお願いいたしますとともに、お詫びを申し上げます。

具体的な訂正の内容でございますが、明木議員の図書館整備にあたっての再質問に対しまして答弁の中で、選書委員はすべて司書資格があるとお答えしましたが、後刻間違いがあることに気づきましたので、選書委員のうち図書館協議会委員以外は司書資格を有しているに訂正させていただきたく、お願いするものでございます。なお、司書の資格を有しているのは4名でございます。

議員の皆様には誤った答弁を申し上げ、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後十分注意してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

○明木議員

再々質問がありますか。

○松浦議長

議長。

○明木議員

明木一悦君。

パブリックコメントについてなんですけど、やはり先ほど市長も言われましたけど、検討をしていくということで、また指摘されるんじ

やないかということだったんですが、少しずつ進んではきていると思うんで、その件についてですけど、やはりパブリックコメントを入れることによって、真の議論が今後できていくんじゃないかなと考えます。今のままのやり方よりも、やはりもう少し住民参加を求めて、もっと本当に財政の厳しい中ですから、いろんな方法がいろんな角度から見れるのをやはり、広い意見を取り入れることだと思いますんで、ぜひもう少し加速していただいて、その導入に向けてという心意気をもう一度お聞きしたいと思います。

それと、図書館についてですけど、館長19年度、昨年度も探されたということですけど、19年度と言わず今でもすぐいらっしゃるようであれば、予算の絡みもあるかもしれませんが、早めに入っていただき図書館の充実を進めていただきたいというふうに思う所存なんですけど、そのあたり19年度まで待つのか、それとももしそういう方がいらっしゃれば、どんどん取り入れていきたいという意気込みがあるのかをお聞きしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○松浦議長

以上の再々質問に答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまご答弁を申し上げますように、貴重なご意見でございますので、検討を続けていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

図書館長の件でございますけれども、先ほど今年度についてはご説明をさせてもらったとおりでございます。新しく雇用するということになりましたら予算の関係もございまして、今県立図書館と直接研修等についての話をしておりまして、選書の仕方、図書館のあり方等については県立図書館の事業課長が、安芸高田市の図書館の準備のためには他のことはあっても、できるだけ安芸高田市は優先してこちらの方へ来させていただいてでも指導をさせていただきます。もうひとつは、どうぞいろんなことがあればおいでくださいということも聞いて、大変心強く思っておりますし、そういう機会をつくって今やっておるところでございます。したがって、その他にも島根県の斐川町だったですか、出雲の隣の町でございますから、その市の立の図書館の館長さんも県立図書館とは違った別の角度で自分のノウハウを持っておるので、もし必要があればおいでくださいというようにも紹介をしてもらっておるところであります。いろんな形で連携をとらせてもらいながら進めておるところで、結論から申し上げますと今すぐということではできませんけれども、早い機会にそういう方向での位置づけができるように努力をさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○松浦議長

以上で明木一悦君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

続いて通告がありますので発言を許します。

18番 岡田正信君。

○岡田議員

はい。18番、岡田です。

○松浦議長

はい。

○岡田議員

18番、日本共産党の岡田正信です。先の通告に基づきまして4点ほど市長にお伺いします。

まず1点目は、小泉内閣の最後の構造改革の基本方針が去る7月の政府が決めたわけですが、これが自治体である安芸高田市、そして基本方針なるものが市民にどのように影響するか、またこの方針そのものが展望が持てるかということ、市長にお伺いするわけでございます。

ご承知のとおり、最後の基本方針というのは続いて新しく今日誕生するそうですが、新しい政府に対しても、総理大臣になられる予定の人に対しても引き継がれる予定でしょうから、またさらに、簡単に言えば国民いじめ、自治体いじめが続くというように予想しても過言ではないと私は思うわけでありまして。市長におかれましても、市行政職員におかれましても市政のかじ取りが一層厳しくなる、言うてもおかしくないと思っております。

さて、マスコミでも既に報道しておりますように、常に政府は概算要求というのを既にやっておりますけれども、福祉、学校教育、いわゆる今まで農業も含めますけれども、弱い者に対するの予算は自然増というのがあるんですけども、それすら削って他の方に回すと。いうなれば、我々住民にとっては生活にほど遠い大企業優先という方向がはっきりしとるわけですね。一方、この安芸高田市においては先日来市長の答弁を伺っておりますと、国の方針、あるいは県においた方針だから、財政的にはうちはどうもしょうがないんだと、こういう方向がはっきり出てきておるわけでございます。それはそれといたしましても、本庁としての自助努力、私はできるところはまだあると思うんですね。例えばこの間の市政懇談会におきましても、職員の方随分努力しておりますけれども、残業時間だけ取りましても1億5千万円、昨年度ですか、あるようにすべてが残業無理とは言いません。必要なときは確かに必要です。しかし、今でも思うんですが、普通の企業では残業するときには、担当上司がこういう仕事があるから残業をお願いしますというのが、これは通常の常識なんです。ですが、行政としては上司の方がこの仕事があるからやって下さいというのができないシステムになつとるのが今日までいっとるんじゃないかと。それは仕事の中身の問題もあるでしょうが、そこらの点が言うなれば、合併して2年半立ちますがまだ検索はできてないんだと。やればできることもまだあ

ると思います。要は第1の問題ではそういう点も含めて政府の方針をそのまま行くのなら自助努力はどうするんか。本来は政府に対して、先日も新交付税の問題で同僚議員発言しておりましたけども、悪いことは悪いとしっかり言うことも忘れてはならんと、やはり首長ですから、これまでも町村時代に全国の副会長をされた、随分首長の長い経験豊富な市長さんですから、多分国の方に対してもそれだけのことは言ってもらっていると思いますが、副会長の歴任をされているにしては声が小さいのではないかと、このように思うわけでありませう。

2つ目には農業振興についてでございますが、これは同僚議員もいろいろなお伺いしておりますが、私は先日の、日付はちょっと載っておらんのですが、中国新聞で来年から始まる品目横断的な問題とまた別に、米から園芸作物へ転換ということで広島県の方針が出されたわけですね。昨日の中山間地の荒廃地の問題とか、あるいは、来年度から始まる品目横断的経営安定対策、ややこしい長い名称ですからあこまで言えばわかると思うんですが、この担い手育成企業の参入とかあるわけですが、これすらまだ手つかずの状態の時に、また広島県は先取りと言っているのか、悪いことの先取りか、私から言えば全くなっとらん政策なんですけども、県の農業委員会、農業会の会長をまた歴任されておる市長さんにとりましては、県が言うことをきかんとということ先日も聞いたんですが、この点について農政は今までも猫の目の農政と言いますが、猫の目でなく台風の目になっとるんじゃないかと思うんですが、市長はどのような見解をもっておられるのかお尋ねするところでありませう。

3番目の団体補助金について伺うわけですが、団体補助金はたくさんありますけども、私は部落解放同盟安芸高田市協議会、沖田隆之氏が議長になっておられる団体にあつたんですが、去る6月30日、この臨時会を開きまして、解放同盟広島連合会の脱退を出したと。そして、新しい組織として安芸高田市人権協会、発足したようございませうが、聞くところによりますと運動方針の違いということがマスコミでも報道されておりましたけども、新しい人権協議会の臨時大会では運動方針というものは、新しくは別に出ないそうでありませう。先日甲田町の人権会館の方に行きまして、その旨を臨時大会の時の方針案というのがないでしょうかと言うたら、事務局に預けておきますからと言うたんですが、事務局に問い合わせても来ておらんと。ですから渡してないんだと思います。市の任意団体ですから、上部団体から出ようが出まいがこれは行政としても私としても、その点はその団体がやるそうですからとやかく言いませんけども、当初予算では部落解放同盟安芸高田市協議会、こういうところへ800万円の団体補助金が今年予算に含んでおられますね。であるならば、臨時大会で名称を変えたんならば、そのまま横滑りでそこへ補助金を出して行政上問題がないんか、執行上問題がないんかお尋ねするところでありませう。

それから4つ目の福祉用具の貸与の問題ですが、介護保険の私から言えば改悪ですが、住民から言っても改悪と言っても過言じゃないと思うんですが、これは4月から実際は用具の貸与の基準が変わったわけですが、暫定措置というか経過措置として9月末までは緩やかなと、いうことできたわけですが、この9月までということになると10月からは経過措置でないのが切れるわけですから、介護要支援1、要支援2、介護1の高齢者の車いすとか、いろんな関係する用具の方向がつかなくなるという方向になるわけですが、せんだって政府の方から用具の機械化で一律回収せにゃいけん、これ8月14日に各都道府県担当課に連絡したと旨が厚生労働省老健局振興課から来とるようでございますが、その点ご承知か。それに対応されるのはどのようにされるかお伺いするところであります。

あとは自席にて再質問させていただきます。

○松浦議長

以上で岡田正信君の質問は終わります。

答弁は休憩後にしていただくことにしまして、この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岡田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの、岡田議員のご質問にお答えをいたします。

政府発表の構造改革の基本方針についてのご質問でございますが、先般閣議決定されました、経済財政運営と構造改革に関する基本方針の中で、地方自治体に関する事項は、我々にとって最も重大な懸案事項のひとつでございます。地方自治体の財政改革を含めた地方分権改革であります地方の分権改革については、地方分権に向けて、関係法令の一括した見直しをするとあり、一括法の制定の方向が明確化されました。また、国と地方の役割分担の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮小、交付税の見直し、税源移譲を含めた税源配分の見直しなどについては、具体的な内容や改革時期などは明らかにされなかったものでございます。一体的に改革する方針が示されております。なかったものの、具体的な内容や改革時期はこれら交付税、税源移譲、税源配分等については明らかにされなかったものの、一体的に改革する方針が示されております。国の歳出分野については、削減方針が示されており、地方にとっては大変厳しい内容になっております。これらの地方改革に対応する、我々地方がとり得る現段階での唯一の手段は、行政組織をスリム化・フラット化し、行財政改革のさらなる推進が一番の

手法であると思われます。国の基本方針である成長力・競争力の強化、健全財政化、安心・安全な社会の実現という三つの基本方針は、地方分権改革がすべての課題の基礎となるものであることを十分認識した上で、今後、行政運営に望んでまいりたいと、このように考えておるわけですが、ご指摘のように閣議決定された骨太方針については、2011年度にいわゆるプライマリーバランス、入る方と出る方を均衡させると、こういう方針であるわけですが、新規の国債も2011年には新しい国債は発行しないという、非常に厳しいものでございます。今簡単に言いますと、約80兆円の国の予算でございますが、その中で50兆円が国の実際の収入でありまして、後の30兆円を要するに借銭で賄って、80兆円の国の財政をやっていると、それを30兆円を借らずに入の方と出の方を2011年に均衡をとるということでございます。したがってそれがためには徹底した歳出の削減をやるということで今発表しておりますものは、14兆を3千億のいわゆる5年間で今の予算から切っていくと、こういうことであります。まだそれでも足らんから、2兆2千億だけ消費税を上げると、こういう計画であるわけでありまして、特に交付税も14兆3千億の中で交付税も減していく中にもともと入ったんですが、結局は来年の参議院の選挙があるんで、この項は削られたということがあるわけでございます。したがって必ず選挙が済めば、これがまたむしかえってくるという、交付税が削減されるという、私は恐れがあると、必ずそういうことが起ってくるというように私は考えておりますが、2011年にプライマリーバランスという出の方と入の方が一致するというのは、私は実際に無理がくる政策であろうと思いますが、結局その無理をすることは、地方へしわ寄せがやってくるということになるかと思っております。

それから農業振興についてのお尋ねでございますが、広島県の農業政策につきましては、先の秋田議員さんのご質問の中で一部お答えをしておりますように、広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の見直しと県の財政の事情による平成18年度から、集落営農を主体とした農業生産法人などの担い手に特化した事業に特定して、事業の採択をすると、こういうことを打ち出しております。広島県は法人化推進のトップランナーであり、国の方針によりさらに法人化推進のための施策に集中してきております。このような中で、基本的には市の農業振興の方針に変更ありませんが、国県補助事業の執行に際しまして、とりわけ県の単独補助事業におきましては、ハード、ソフト両事業とも厳しい採択要件がつけられております。本市としても、要件に該当する認定農業者や法人化の推進を、地域実態を見ながら取り組むとともに、県に対しては中山間地域の実情を訴え、要件の緩和措置を今後とも引き続いて要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、部落解放同盟安芸高田市協議会が団体名を変更したことについてのお尋ねでございますが、部落解放同盟安芸高田市協議会の臨時大会が去る6月30日に開催されまして、部落解放同盟広島県連合会から脱会することを満場一致で決議し、安芸高田市人権協会として新組織を発足した旨、変更届けを市長宛に7月3日付で提出されております。その中にあります運動方針には、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と、すべての市民の人権が完全に保障された社会の実現を目指し、地域に根ざし開かれた解放運動の推進を図るとされております。また、新組織は、従前の運動方針と何ら変更のないものと認識をしております。

次に、団体補助金の予算執行についてのご質問でございますが、補助金の予算執行については、安芸高田市補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づきまして、適正な処理を行っており、問題はないものと認識をしております。

次に、福祉用具の貸与についてのお尋ねでございますが、ご承知をいただきますように、平成18年度の介護保険法の改正は、要支援1・2、要介護1に認定された軽度の高齢者を対象として、器具に頼って身体が衰えていくことを見直し、生活を活発にさせていただくことを目的としております。今回の法改正では、生活を不活発にすると考えられる福祉用具が貸与サービスから除外されました。高齢者の皆さんが使われている主な器具としては、車椅子、電動車、ベッドがございます。ご指摘のように9月30日までの間は、経過措置がございましたが、それも9月30日で終了いたします。法律による給付の変更でございますので、保険者である市が肩代わりすることは、今のところではできないわけでございます。これについては、これまで全世帯に法改正のパンフレットを配布するなどいたしまして、制度改正の周知を行い、地域包括支援センターやケアマネージャーが利用者の皆さまから理解をいただくように進めてまいります。ただし、軽度の認定者であっても、身体状況や日常生活の状況で、例外が設けられております。車いすや電動車については、日常生活における移動支援の必要性を判断し、例外扱いできますが、ベッドにつきましては例外規定は非常に厳しく、器具によっても違いがございます。経過措置期間の終了にあたりまして、利用者の身体状況や生活状況を確認し、必要不可欠である軽度利用者を把握すると同時に、介護保険制度改正の趣旨であります高齢者の自立支援と、要支援度・要介護度の悪化を防止する介護予防をご理解をいただくよう進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○岡田議員

はい、議長。

○松 浦 議 長
○岡 田 議 員

18番 岡田正信君。

最初の1番目の問題では市長も言われたように、これからもずっと自治体のしわ寄せが国の方針に基づいて来る方向と、それに対して先ほど言いましたけども、経歴歴然としておる市長さんがやっぱり全国の自治体の防波堤になるぐらいな気力で、頑張っって欲しいということをお願いするわけですが、市民の暮らしはもとより、全国の国民を背負うぐらいな気持ちで自治体いじめ、市民いじめをしないような方向で取り組んでいただきたいという旨を再度お伺いいたします。農業振興施策については同僚議員にも答えられていますが、問題は私が言いましたように、県の方針も大きく変わったが、そういう施策が変わってもやっぱり法人をつくり、担い手をつくり、その中で花をつくって、鶏を飼って、豚を飼えという方向にまた変わりよると、その農業に企業を参入させてでも、この方向でいくという方針に県は変わりよるわけですよ。ですから、今でさえ、県の農業は中山間地も広島県で言えば高知県に次ぐぐらいの個人当たりの耕作面積が少ない県であります。米の場合はご承知のとおり、全国でもたくさんありますけど、この近辺では消費圏になっとるわけですよ。これは県の仕事じゃけんわしは知らんよと言われればそれまでですが、先ほど申し上げましたように農業会義の会長、県の会長もされとるという関係上もうひとつ突っ込んで市長の農業に対する、基本的な県の方針に対するご意見をお伺いします。

それから部落解放同盟の補助金については何ら問題はないと言われるわけですが、これは上部団体を脱退しようがすまいが私は関係ありませんけども、ただ中国新聞の報道や部落解放同盟が発行する報道によりますと、脱退届は沖田隆之さん出しましたけども、上部団体は認めておらんと報道されております。これはそっちの問題だからほっとけばいいというのがありますけども、私が心配するのは解放同盟の上部団体が部落解放同盟審議会というのとはなくなったわけですから、それは上部団体認めんわけですから、もし解放同盟の旧態の名前が県連合会に参加する団体ができたらどうするか。お伺いするところでありまして。いらん心配せんでもいいと言われればそれまでですが。

それから介護に関する器具の貸与の問題ですが、法律ができたけえ、それ以上はうちには銭がないけえどがもならんと言われればこれまたどうにもならんのですが、しかし今まで車いすを使用しよった人は、既に購入せにゃいけん状態4月から出ています。それは経過措置じゃいうてもそれだけの購買力あるいうんですか、それにしても貸与じゃなしに買ういう人も出ていますが、事情によっては政府が発行しとるのは機械的に法律ができたいうてもずばっと取るなど、いうように私は解釈するんですよ、通達を。機械的にそれを全部要支援1、2ですね、それから介護2までは該当せんようになりましてから、この新規に

については確かに法律に基づいて最初から難しいかも知れませんが、今現在その利用しよる方、これは事情によっては使えるというようなことを言われてますが、ベッドは難しいと言われますが、ベッドも含めて市としては考えられんでしょうか。再度お尋ねいたします。

以上です。

○松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 最初の骨太方針でございますが、新しい総裁が出て、真新しい小泉さん変わる内閣ができたときに、私は多少方向が変わるんじゃないかという期待は持っておるわけでございますし、やはり政治的な判断で来年の参議院選挙を見越して、交付税はちょっと減らすのをトーンダウンした。しかし今後は、交付税減さざるを得ん事態は我々も国の状況から見て、いなめない。ただ政治的な判断で1年だけちょっとトーンが下がるというように、私は解釈をしておりますので、ご指摘のように行政の責任者として、声を大にして今後とも地方の財政が守れるように努力をしていきたいと思っておりますし、6月の全国の6団体の危機突破大会の時にも、特に広島から来たテレビがわしのとこばかり密着してですね、帰ってみたらテレビ出たでいう話があったんですが、そのときにも話をしたんですが、国は合併の約束をせんじゃないかと。国が騙して合併をさせたと、そこまでを我々は言いたくなると、そういう話をして強く訴えたわけでございます。今後とも、私もこないだから市の市長会の副会長をやれということで、仰せつかっておりますので、一生懸命市長会でも頑張っていきたいとこのように考えております。

それから農業問題についてでございますが、先日来いろいろ農業問題があるわけでございますが、特に広島県は小規模の農家が多いということで、これをどうするかというのがやはり大きな問題であります。しかし農家の実態をしてみますと、私のこの間もらった統計では大体農家所得が650万円あるんですよ。平均ですよ。ところが農業所得はそのうち650万の中で30万しかない。農業は。その農業所得の30万と農外所得が320万あると。ほとんどが勤めの農家であると、いうことになるわけでありまして。それからさらに年金が300万円あると。こういうことで農家の実態というのは年金300万と農業外の所得の320万と、農業の所得というのは農業はかさがあつたようでも、所得にすれば低くなるわけですよ。そういうことで30万しかないという。そういうやっぱり広島県の農家の実態から見て、4町以上の農家とか20ヘクタール以上の営農集団というのは実際には無理だということでありまして。しかし、その網をくぐりながら県もその4町の基準を下げておりますし、20ヘクタールの基準も下げておりますので、そこらをできるだけ利用するという知恵を絞っていく必要があると思っております。この間から広島県の農業を元気にするプロ

ジェクトチームというのが広島県にできておまして、これは県の農政部と県の農協中央会と、それから農業会議が中心になって、それに農業団体が4つか5つ一緒になっておるんですが、そこでもいつも言い合いになるんですが、県は今のような大型農家をつくるという、それはできんじゃないかと。それをどうするかという問題がいつも論議になるわけでございまして、我々もこの、それから漏れる農家のことも考慮をせんと大型農家ばかり相手にするいうても、実際には漏れる農家が大分あると。ほとんどあるとこういう実態がありますので、農村全体を元気にするいうても農業だけを元気にするわけにはいかないので、今のような所得の状況でありますので、やっぱり農村全体を元気にするという、そういう行政施策をやらないと農村は元気にならんと、こういう論議も今しよるところでございます。

それからもう1点の部落解放同盟の問題でございますが、新しい安芸高田市の人権協会というのは今までの部落解放の組織がそのまま名前を変えたというように私は考えておりますし、運動方針も変わっておらないと。しかし、県連は認めん言うても、安芸高田市は県連から脱退したと。こういう問題があるんで、いわゆる簡単に言えば第2組合をたってくる恐れはあるわけでございます。しかし、まだそういう動きは全く聞いておりません。したがって、仮に第2組合ができて我々は今までの組織しか相手にせんと。2つを相手にすることになると今後ものすごくこの問題は混乱しますんで、我々はやっぱり筋は今までどおりだということで、やっていく必要があるとこのように考えておるところでございます。

それから例の介護保険の改正によって、いろいろ問題が出てきております。ご存じのように障害者支援法が改正になって、ご存じのとおりまた請願が出てくると思いますが、あれと同じでことごとく福祉が切り捨てられる。その国が切り捨てたものを全部市が対応する言うても、それはちょっと無理なところがありますので、今度出る請願も含めて、この問題は我々頭の痛い問題でございますが、考えていきたいというように思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

はい。18番 岡田正信君。

○岡田議員

財政的な問題では、新しい政府に若干期待されるという、これは市長の所見でございますが、マスコミでも市長と反対方向を余計論じておりますが、これは置いときましょう。別の機会にまた話します。

解放同盟の問題では、はっきりしましたように運動方針は一緒に名前を変えて新しいのができて相手にもせんということでございます。問題は残っておると。相手にせんが組織ができるかもわからんと。わしは心配せんでもいいと言われるかのと期待をしとったんですが、か

もわからんと。でも行政としては新しいのができて補助金は出さんと、相手にせんということはお出さんということですが、この運動方針は同じであって、名前を変えたから問題ないから800万円の補助金は新しい団体に名前を変えた沖田隆之さんのところへ出せると。行政上問題ないということですが、しかし予算をつけた時は名前がそうでなかったんですよね。それで運動方針は全く一緒だと。名前を何で変えることになったか言うたら、市長さんわからん、向こうの団体がやったことじゃけえ知らんと言われればそれまでですが、何で名前を変えにやいけざったかと。人権条例の関係がわしは深く関与しておるんですが、この条例の関係等は通告しておりませんから、答えがもらえるかわからんが、人権条例が出たから名前を変えざるを得なかったか、再度お伺いします。

それから介護保険の問題では請願が出ておるけえ、それと一緒に考えるということで私もそう言われりゃあ、その時にやらにやあいけんような気がしまして、集配の請願の問題は介護保険とは全然また悪いこととは一緒ですが、請願とこれから一緒にやりましょうということで質問終わります。

○松浦議長 答弁はどうなんですか。

再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいまの車いす、電動車、ベッドの問題を請願が出たんで一緒に考えますという意味じゃないわけでございますんで、そこらと同じような問題でありますという根っこはやっぱり国の福祉切り捨ての由来であるにご理解を賜わりたいと思いますんで。それからこの解放同盟の問題につきましては、なぜ脱退したかというのは私どももよいよのところはわからないわけでございますが、やっぱり多少役員同士の確執もあったんではなかろうかと、このように聞いておりますし、人権条例のこれが引き金になったというのは私は聞いておりません。

○松浦議長 以上で岡田正信君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 続いて通告がありますので発言を許します。

15番 山本三郎君。

○山本議員 15番、政友会の山本三郎でございます。質問前にあたりまして、台風13号の襲来により被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げまして、通告いたしております質問をさせていただきます。

質問事項は新市建設計画の動向についてでございます。新市建設計画の中には火葬場の建設、庁舎の建設等々いろいろありますが、今回の質問は向原町に係わる新市建設計画の動向について質問をさせていただきます。具体的な内容は合併前、旧6町が重点施策を掲げ、合併協議会での合意を基に合併の運びとなり、新たな新市の均衡ある発展を推進するため新市建設計画が策定され、現状では順調に建設計画が

進んでおると認識しております。向原町では、合併前に第2次総合計画に基づき文化施設建設を重点施策に揚げて、平成13年4月頃から建設計画の策定を進めてきた経緯があります。合併に至って、向原町は合併重点項目として、特別養護老人ホーム建設、JR向原駅周辺整備事業、そして生涯学習センター整備事業、この3点を重要政策として合併協議会で協議により認められ、新市建設計画への運びとなったわけでありまして1日も早く特別養護老人ホームの建設をはじめ、駅周辺の整備に取り組んでいただき、事業の実施が完成いただきましたことは、町民には大変に喜ばしく、感謝をいたしておるところであります。先ほど申しましたような、このような経緯での新市建設計画の中で、生涯学習センター計画の今後の動向をお伺いするものであります。どのように考えておられるかお尋ねを市長にいたします。

次にこの安芸高田市の総合計画で、生涯学習施設の整備、施設の有効活用を図り、心豊かで創造性に富んだまちづくりを基本的な計画がされております。この中に向原の生涯学習センター建設計画との係わりがあればその見解をお尋ねするものであります。

再質問は自席にてさせていただきます。

○松浦議長

上着を脱がせていただきたいとの申し出がありましたので、暑い方は上着をおとりいただいてよろしゅうございます。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

山本議員さんからのご質問の向原町の生涯学習センターについてのご質問にお答えをいたします。ご承知いただきますように新市建設計画は、合併に際し新市が目指すまちづくりの方向性を示すために策定されたものでございまして、その実現は、極めて重要な課題と受け止めております。この新市建設計画に基づいて安芸高田市総合計画を策定し、この中で最初の5年間を基本計画として整理しており、第2章心豊かで創造性に富んだまちづくりの中の生涯学習社会の形成において、生涯学習施設に触れております。新たな生涯学習施設の整備については、計画期間である平成17年度から5年間においては、現在建設をしております総合文化保健福祉施設を整備するものとしており、他の施設については、有効活用するものとしております。このことは、非常に厳しい財政状況の中で、当面5年間の方向を示したものであり、向原町の生活生涯学習センターについては、他の箱モノ施設の整備と併せて、後半の基本計画の中で財政状況を勘案しながら、検討されるべき事業であると考えております。なお、合併後の向原町のハード事業の状況をみてみますと、新市建設計画の中で一番大きな課題でございました特別養護老人ホームの建設をまず最初に実施いたしました。ご指摘のとおり事業を行わせてもらい、さらに、向原駅周辺の整備



を行いまして、駐車場67区くらいの区画の駐車場を整備をいたしたところでございます。このように緊急性の高い事業につきましては、順次実施しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。特に新市になって一番急ぐ課題が3つあるわけでございます。そのひとつは向原町の特別養護老人ホームであったわけでありまして、これはまず1番にこれが完成して、今既に入居してもらっておると、こういうことでございまして、これはかがやきと一緒に有効に指定管理によって、百楽荘の方で運営をいただいておりますと、こういうことでございますし、また2つ目の大きな課題は、第2庁舎総合文化福祉施設の建設、これご存じのように、タコの足のように4カ所へ分散して職員が仕事をしておりますので、どうしても一カ所へ統合せにゃいけんということで、ご存じのように現在工事を進めておりまして、来年の8月末には完成と、こういうことでございます。

3つ目の大きな課題は、広域の葬斎場の建設でございます。これもそれぞれ各6町の関係の火葬場も30年以上経った火葬場ばかりでございまして、どうしてもこれはやりかえにゃいけん、やりかえるということになると安芸高田として、総合的なものをつくっていかうということで、ご理解をいただきながら今場所の選定の協議をしていただいておりますと、こういうことでございまして、このところ総合文化施設第2庁舎、それから広域の葬斎場の3つが一番大きな課題でございまして、その他箱モノについては今後は大きなものはとてもつくれんだろうと、財政的にですね。こういう話を今しておるところでございます。向原町については前々からそういう計画があったようでございますので、そのことは重く受け止めて我々もおるわけでございますが、財政的には今ちょっと非常に難しいんじゃないかと、このように思いますし、時期を見てどうしても現在のある施設が狭いんで、もうちょっとこれを工夫すれば拡張して有効に使える方法がないだろうということも、今後は検討材料になるかなどこのように考えておるところでございます。

○松浦議長

以上で山本三郎君の質問に答弁を終わります。  
再質問がありますか。

○山本議員

はい。

○松浦議長

15番 山本三郎君。

○山本議員

先ほどの市長の答弁により、向原町の生涯学習建設についての今後のあり方について、大方大体市長のお考えを聞かせていただいておりますが、市長も申されますように私も一応安芸高田市の財政状況を十分認識しております。何と申しましても合併後、この2年半の間に社会情勢が非常に急速に大きく変動し、そして国からの地方自治体に対する施策も大変に厳しいものがあるということも十分承知しているわけでありまして、この安芸高田市総合計画の

基本構想として、平成17年から26年を本市の将来像とし、その実現に向けた施策の基本方向に明らかにされ、目標年次計画を持って、この安芸高田市のまちづくりを進めるといような基本構想があります。先ほど市長は緊急を要するものから手がけていかななくてはならない、おっしゃることはよくわかりますし、また財政状況も考えた時にはそうみやすくことが進むとは思っておりません。先ほど市長は向原町の合併前のいろいろな状況を十分知ってもらえ、そしてその内容を加味されまして、今後5年先くらいでいろいろ考えていく計画を申されましたが、やはりこの財政状況が厳しい状況の中でいろいろ考えられるのが、やはり先ほど市長が申されますように新しいものを建てるのがよいのか、あるいは現況の施設を見直してそれを整備するのがよいかという、このことが今後大きく論議をしなくてはならない時期があるかと思えます。それによって、またこの向原町の町民に納得のできるような説明をするタイミングを私はあるのではないかと思えます。と、申しますのがやはり合併をする前に非常に向原町の各地域にいろいろ合併をするに至っては、こういう向原町の将来像を掲げたものを持って未来を向原のまちづくりに反映するような大きな課題を皆さんに説明をしながらしてきたという経緯がある中で、やはりそういう見直しとか、あるいはそれに対する建設計画についての変更にあるような場合には市民にやはり納得のできるような時期を選んでされるべきであろうかと思えます。こうした中で、いろいろ行政には常にものいろいろ動いてくるわけでありますが、やはり新規事業というものが発生をいたします。その新規事業の発生により、新市建設計画も大きく変わる可能性もあるわけでございますが、この新規事業を考えられるあたりは、非常にこの新市建設計画に沿ったものを十分吟味されながら、優先順位と言いますか、新規事業を取り組んでいただけないとこの新市建設計画も崩れていくわけでありまして。こうしたことに対して、市長は新規事業と新市建設計画に対しての今後の取り組みを、やはりどちらも大切なものもあろうかと思えますが、このことは避けて通れない新市建設計画のものでありますので、そこらの見解が市長の考えが少しあるならお聞かせ願いたいと思えます。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

先ほども申し上げましたように、箱モノについては今後慎重に対応をしていく必要があるかと思えますし、どうしてもこれだけは必要なというものがあるいは出てくるかもわかりませんが、それはその時点で対応をせにゃいけんと思えますが、今後この第2庁舎文化ホールの建設が終わった時点で、新しい箱モノの計画というのは当分やはり凍結をしないと財政的な問題がありますし、どこも箱モノをつくったために公債比率が上がって難しくなると、こういう状況でございますし、この間発表になりました実質公債比率については、うちは16%

台ですが、恐らく来年は18に近くなるんじゃないかと、もしくは18を超えるんじゃないかと、こういうような財政の方では危惧をしておるわけでございまして、18を超えると早く言えば管理団体になると思いますので、それをにらみながら今後の箱モノの計画はやっていこうと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問がありますか。

15番 山本三郎君。

○山本議員

向原の生涯学習施設のことは、やはり昨年も支所別懇談会でも生涯学習センターの建設にはどうかという質問がありまして、そこで自治振興部の部長さんが建設計画には全体の進捗状況を勘案しながら進めていきたいというような、答弁をいただいておりますし、また私は去年の3月、全くこれと同様のことを質問しまして、やはり市長も先ほど申し上げたような答弁であったわけでありまして、何と申しましても市長は合併いたしまして、初代の市長で6町のいろいろな課題やら、その6町で持ち上げた計画を背中に背負っての市政にあたっておられ、大変ご苦労があらうかと思いますが、市長も私らも任期というものがございまして、この4年の任期の間にどのように市民に対して約束ごとがうまく道しるべをつけていけるだろうかということが、市長も私らも問われてくるところでございまして、そこら辺を十分任期の間にそれは5年先の計画になるにいたしましても、年次計画に沿ったぐらいのものをできれば示していただければ、やはりある程度待つ方の身にいたしましても、望みもあらうかと思いますが、先ほど市長もいろいろ新規事業なり、また今後のことに慎重に対応しなくてはいけないということでございまして、なかなかいい答弁はいただけないと思いますけども、できれば今後の任期の間にいろいろ約束ごとが、どの程度できるかの見解をお尋ねしたいと思います。

以上でございまして。

○松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいま申し上げましたとおりでございまして、約束をしますというわけにはなかなかいかん、これは財政をにらまにやあ今でこんな状態一步誤れば、既に庄原・三次は20%越えてどうもならんようになると、新しい事業ができんという状態になったわけですが、いずれ下手をすると安芸高田市も庄原・三次の二の舞を踏むということで、慎重に今財政をにらみながら事業しておるということでございまして、期待は持っていただきたいと思いますが、なかなか約束は今するわけにはいきませんので、先ほども申し上げましたように、やはり現在の施設をうまく利用する方法はないだろうかというようなこともやっぱり考えていく必要があるんじゃないかというふうに思い

ます。

また、いろいろご意見を賜わりたいと思います。

○松浦議長

以上で山本三郎君の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時53分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので会議を再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

3番 田中常洋君。

○田中議員

議長。

○松浦議長

はい。

○田中議員

政友会の田中常洋です。私は先の通告書に基づき、下水道事業について児玉市長に伺います。快適な文化生活の源は環境整備であり、特に下水道事業はその根元であります。この下水道事業の普及率が旧町ごとにアンバランスがあります。これは旧町時代それぞれ取り組みの仕方が違いがあり、それは致し方ありません。しかし6町ともそれぞれ合併前には全町、下水道事業計画を樹立していました。合併協ではそれを新市に持ち込み、継続実施するという事になっております。合併して2年半、市長はよく公正な行政、公平なサービスと言われております。その理念に基づき、未着手地域の早期着工、また継続地域には増額予算を配分し、早期に全市に完全整備を願うものであります。このことについて市長の見解を伺います。

なお、再質問については自席にてお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの田中常洋君の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの田中議員さんのご質問にお答えをいたします。

下水道事業の整備率の低い所に優先した予算配分をし、早期な全市への整備の完成をというお尋ねでございます。ご承知いただいておりますように、下水道事業は、旧町のそれぞれ地域に見合った整備手法によりまして、合併後も事業を進めてまいっております。おかげをもちまして、合併時の課題でございました八千代町の場合は、処理場建設も甲田・向原・吉田での各処理区の処理場建設も終わり、一部で供用開始が始まっておるところでございます。また、八千代町での処理場の問題は、平成19年度で一部供用開始の予定で、順調に今のところは工事が進んでおるところでございます。しかしながら、各処理区での整備率や整備速度については、バラつきもあり、また財政状況の厳しい中で、事業の整備ペースも遅れているのが実情でございます。全市の整備が、一刻も早く達成されることに努力をしまいたいと思っておりますが、現在の状況においては、財政状況の許される範囲で事業

を維持しつつ、一方で整備後の下水道加入率を上げながら、歳入の確保に努めてまいりたいと思います。特に安芸高田市の場合は向原町を筆頭に周辺の町村の方が合併前に早く下水道が整備されておったと、こういうこともあるわけでごさいます、吉田町・八千代町についてはそれぞれ公共下水道、特環等で取り組んでおりますが、なかなか予算の関係でテンボが上がってこない、しかも国道を挟んでの工事ということで工事の単価そのものが非常に高くつくという問題もございまして、これは吉田も同じことなんです、我々も大変苦勞しておるところでございまして、できるだけ早期にやっていきたいとこのように考えております。

再質問につきましては、また具体的には担当部長の方からお答えをしていきたいと思っております。

○松浦議長 以上で市長答弁を終わります。

再質問がありますか。

○田中議員 はい。

○松浦議長 はい。3番 田中常洋君。

○田中議員

市長はことあるごとに財政の厳しさを訴えておられます。それは私もよくわかるところであります。この事業についてひとつ変わった角度から市長にお尋ねするんですが、今年の3月に甲田の支所長さんが退職をされました。議員が人事のことについて介入するということは、私は毛頭ございませませんが、ちょっとその辺の整合性をお尋ねするわけですが、甲田の本村川の改修に伴い、水道浄水場の建設事業が浮上しております。そうした中、八千代では業務管理のところの課長は50歳前半のバリバリの課長であります、そこへあえて担当課長ということで、課長さんを配属していただいております。支所としても、私たちとしても、担当課長ということでこれは下水道へ力を入れてもらうんだなという期待を膨らませておったところです。しかし、県の下水道課、公共下水道室ですか、公共下水道グループですね、今は。その担当のものは、安芸高田市さん、それくらいの予算でいいんですか。まだありますよという、国・県の方にはまだ予算を持っておるようですが、こちらの方がいわゆる市の負担分としてその調整がつかないということで、これくらいでいいですと、いいへんというような言い方になるんですが、19年度のヒアリングではこういうふうな話を聞いております。私はその辺のところはどうも職員さんは張り切ってやる気になっておる。財政ないものはそれは触れないということになるわけですが、そのこととこれに値するかどうかはわかりませんが、今一生懸命取り組んでいただいております。私はその仲間ではありませんが、特別委員会で吉田少年自然の家の問題があります。県は、この施設はもう目的は終わった、老朽化してこれはもう取り壊す、廃止するという方向を示したものをあえて安芸高田市が吸い上げて、それをリニューアルして下さいとか言って、県は一時はするかもしれませ

んが、この建物がある限り、先ほど市長が言われるように箱モノは、箱モノはと言われる。全くこれも箱モノなんです。そうしたものを吸い上げて、運営していくというものをこれは大きな安芸高田市の財政負担になるわけです。こういうものは合併時にはなくって、降ってわいたようなことですが、あえてこういうことをしなくてはいけないのかということと、財政の問題が厳しいから云々というところ、そして私は人事のことについて、この3点の整合性について市長に見解を伺います。

○松 浦 議 長      ただいまの田中君の再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長      非常に厳しいご指摘でございまして、私も答弁に困るわけですが、それならばすべてをやめてしまうかということもあるわけですが、それぞれに事情があって、水道ができんのんなら吉田の少年自然の家も一緒にやめてしまえというような、そこらは非常に我々も判断に困るところでございまして、この少年自然の家についても我々も非常に頭が痛い問題であります。最初から申し上げておるように、ヒキが畏へかかったときにやめられもせずやめもせずという、そういうことで皆さんにお知恵を借りながら、今その方向を出してもらっておるといふところなんで、議員の皆さんには大変ご心配をかけておるんですが、特に上水下水の問題については、この間も簡易水道の話があったんです。これは下水も同じことなんです。先ほどおっしゃったように、今年補正予算をつけてやるけえやれというのが来たんです。で、ちょっと待って下さいと。うちには裏財源がありません。ということなんですよね。なぜかと思いますと、簡易水道そのものは国全体ではかなり進んできたために、県としては今までの予算を減しとうないというのが本音のようです。しかし、その予算を減しとうない、うちでやれ言うてもろうても、裏財源がどうもならんのです。負担金がですね、そういうことでちょっと県といろいろ話をして、これも少なくしてもらったんです。そういうような実態があって、最近はそのようなことが各地で起こる。それはそれぞれの自治体が金がないなつたけえ、補助金つけてやろう言うてもあとの負担金が払えんという問題が出てきつつあるんです。恐らくそれと同じような問題が先ほど田中議員さんからおっしゃった問題ではなからうかと思いますが、私のところもできるだけ、特別会計で一般財源をつぎ込むと今のような公債比率が上がってくる問題が出てきますし、一般財源がなくなるという問題もありますんで、非常に厳しい状態であるということとはご認識を賜わって、我々もできるだけ早くできるように努力はしておりますが、結局財源の問題が一番、先ほどもおっしゃったような問題で、出てきておるといふことであるわけですが、段々そういうや仕事ができんようになるという実態があるわけですが、まあこれが一番いい例が広島市が2号線の高架を、国は予算つけちゃ

ろう言うたんじゃが、裏負担の3割が出んということで取りやめてしもうたということがあるんですが、これはもう5、6年前の問題ですが、うちもどうもそういう傾向になりつつあると、こういうことがありますので、簡易水道でも今のような問題ありました。県は国からもろうた、割り当てをくうた、もろうた予算を減らしたらまた来年減るといふ問題があるんですよね。ですから何とか消化して、うちに押しつけられてもうちには裏財源がないという問題、やりたいのはやりたいんですがね、いうことがございますのでそこらを勘案しながらできるだけ努力していきたいというように思いますし、少年自然の家も同じような問題でございますが、県からその補助金でやりたいということで、もしくはうちが大きな負担を出すようなら、この問題も考えざるを得んかもわからんわけでございますして、答弁にはならんこっちの愚痴を言うたようなもんなんです、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長 以上で田中議員の再質問の答弁を終わります。  
再々質問がありますか。  
田中君、質疑を求めます。

○田中議員 財政が厳しくて、いわゆる市としての裏金が充当できないということです。その辺のところの財政的なこともわかってはおるんですが、ひとつ見捨てないように。話によると噂かどうか私は公的なところで聞いたことはございませんが、どうなろうね、あがに銭のいるものはできんてというようなことが、市民から聞きます。それで非常に市民の人は非常に旧町であれほど練って練って、時間をかけて議決したものがこうなるんかいと、非常に不信を持っておられます。旧町の時にこうした立派なパンフレットをこしらえて、各戸へ配布し皆さんこれを持っておられます。大事にしておられます。これは八千代の場合、処理場は吉田町境で一番下流にあり、一番上流の上根の方の方、いつ来るかな、いつ来るかなと、まだ当分先、わしらが生きとるときは無理かなという方でも、ぜひこの事業で上根まで来てもらいたいということは、市長さんもいろんな懇談会の時にお聞きになっておると思います。そういうことで、先ほど言いましたように速やかに進めていただきたいということと、それともうひとつお尋ねして確認しておきたいことがあります。

公共下水道では時間がかかるということで、国の施策として概ね7年という表現ですが、概ね7年以上かかるころについては単独浄化槽にある場合、国・県・市でやれば補助金が出ますよということがあります。これを、この計画区域エリアには平等にこの制度を適応していきたいということ、お願い言いますか、ひとつ確認をさせていただきたいと、この制度を平等に扱う。

以上でございます。

○松浦議長 以上、田中君の再々質問に答弁を求めます。

市長でよろしいですか。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

今大変工事が進んでいかなので、しかも大変工事費そのものが高つくつとということで、管路が延びんわけでございます。このことはご承知いただいておりますが、どうも私の素人考えですが最後までやろうと思えば100億出るのではなかろうかと、この事業はですね、というような気もするわけでございます。さっきご指摘のように非常に長期になる可能性があるということでございます。吉田地区については、郷野地区も公共下水がいくようになっていったんです。これもとても間に合わんということで、計画変更しまして合併浄化槽単独の個人の合併浄化槽をやるというように計画変更をしております。しかし、八千代の場合は最初から最後まで公共下水でいくんだからという計画があるんで、その計画変更も今のところはなかなかできないという問題もあるわけございまして、実態は十分ご存じいただいておりますが、そういう意味で私は途中で計画変更する方法もないことはないような気がするんですが、やっぱり地域の皆さんの合意を得られた公共下水でございますので、なかなか変更するのは難しいんじゃないかというような気がします。そういうご意見でございますので、ひとつ皆さんにご意見があったらお伝え願いたいと。かつて私は計画変更ができんかいう話もしたんですが、あれはもう八千代で決めたことだから、これは計画変更にならんというようなご意見がありまして、結局このままになっておると、こういうことでございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

いわゆる公共下水道区域の中の進捗が、進捗が遅れる場合の取り扱いのご質問でございますが、今市長からもございましたように、吉田町においてはそういう取り扱いをするようにさせていただいております。八千代につきましても基本的にはそういう手法でございますが、ただこれまでの経緯等踏まえまして、少し整理をさせていただく必要があるかと思っております。と言いますのが、ただ一部供用開始ができていない状況の中でそのエリアの問題、あるいはそこらの考え方、これも浄化槽での補助金形の浄化槽の設置ということになりますので、今それですぐできるということは、お話しをさせていただいておりますが、それなりの検討をさせていただきたいということで、ご了解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で田中常洋君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

続いて通告がありますので発言を許します。

14番 入本和男君。

○入本議員

議長。

○松 浦 議 長

はい。

○入 本 議 員

14番、あきの会入本和男でございます。先の通告に基づいて質問させていただくわけですが、今回の質問は2005年9月定例会に基づくものでございまして、災害が起きなければ良いかと思っておりましたが、災害を受けられた被害者の皆様にお見舞い申し上げるとともに、行政に係わる我々としては現在の異常気象等によりまして、災害を予測しなくてはならない時期に入っておると思っております。そういう観点におきましても今年の9月定例会におきましては、避難場所の関係でも18年度の梅雨の時期までには各検討する、道路整備におきましては18年度半ばには調査して地元と連携をとりながら努力しますと、いう答弁をいただいております。去る今年の6月におきましても、支所の危機管理を伺いましたところ、普段からシミュレーションを行い、危機管理体制を整えておく必要があるとも答弁をいただいております。間のないこの9月に今回のような状況が起きとるわけでございますけど、2005年9月の答弁書を見ましても、私も17ページにおいて、執行部とのやりとりがあるわけでございます。これをあえて申し上げるつもりはございませんけど、市長並びに総務部長、並びに建設部長からも答弁をいただいております。そこで私が原点に帰らなければならないと思ったのは、質問の要項に書いております、安芸高田市総合計画第一章の快適で賑わいのあるまちづくりの第二節、定住と交流のネットワークづくりについてでございます。総合計画の中身を見ますと、目標年次は平成26年となっております。初期は17年、まさしく答弁どおりに18年度の半ばにはそういう年次計画・実施計画書ができていなくてはなりません。その中に実施計画、実施計画に基づいて財政計画との整合性を図りつつ、実施する主要な事業を明らかにしたものです。実施計画の期間は3年間とし、毎年度ローリングを行ない、現実には弾力的な対応を行ない、計画の適切な進行を管理を図ります。なお、実施計画は本書とは別に作成等しますとありますが、私が見落としとるのかわかりませんが、本書とは別に作成したものは実施計画は、私は目にしていような気がするわけでございます。その中の要綱の中で、このたび8項目に分けて具体的に伺うわけでございます。広域幹線道路の整備状況、また今後の計画は。2としまして国道の整備、上根バイパス以北の整備状況は。また今後の計画は。県道の整備状況と今後の計画は。市道の整備状況は。5番目として安全な歩行環境状況は。6としまして、道路空間の整備状況は。7として公共交通対策の整備状況と今後の計画は。総括しまして、道路の総合的な整備で福祉・地域交流・交通事故・若者定住・観光・子どもの安全・救急体制等の問題が解消されることは言うまでもないと思っております。

答弁のないのに先走って伺うのもなにかと思いますので、答弁によりまして再質問がある場合は自席にてさせていただきます。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

ただいまの入本議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、第1に地域幹線道路の整備の状況及び今後の計画について、のご質問でございますが、地域高規格道路、東広島高田道路につきましては、昨年3月に整備区間の指定を受け事業着手となっております。これに伴いまして、昨年度から広島県において測量、設計を進めていただいております。今年度は詳細設計の継続と用地測量、物件調査を計画されております。今後の計画といたしましては、吉田町側から用地買収を行いまして物件調査を進め、工事においても吉田と正力地区の区間から進める計画になっております。

次に、国道の整備でございます。上根バイパス以北の整備状況でございますが、国道54号線につきましては、現在、可部バイパスが平成18年度末までに、桐陽台入口に出ております市道の山倉線までが18年度末に開通し、早ければその後数年で上根バイパスの下までを開通させるのではないかと現在聞いておるところでございます。また、上根バイパス以北の整備状況及び今後の計画につきましては、国土交通省三次河川国道事務所において、現在、本市の甲田町・下小原地区及び吉田町、新屋郷地区におきまして、安全な交通環境の確保に向けて歩道整備事業を実施中でございます。また、本年度より新たに八千代町の佐々井地区、下根地区の2ヵ所を計画しており、現在佐々井地区におきまして調査を行っている状況でございます。今後につきましては、これらの地区の早期完成を目指すため市内全域の整備促進に向けて、国に対し強力に要請してまいりたいと考えております

次に、県道の整備状況と今後の計画については、広島県において、地域間及び地域内の円滑な交通の確保のため、改良及び交通安全施設の整備を進めており、本年度におきましても、主要地方道7路線・一般県道9路線の事業を実施する計画になっております。なお、現在の整備状況といたしましては、国道433号、88.5%、主要地方道は92.6%、一般県道が60.5%、全体で79.4%の改良率になっておるところでございます。今後とも実施路線整備の早期完成と未改良区間の危険箇所解消について、国・県に対し要望を重ねてまいりたいと考えております。

次に、市道の整備状況につきましては、地域拠点相互の連絡道及び地域内の円滑な連絡の確保のため、国庫補助事業及び起債事業等の事業によりまして、旧町からの継続路線を中心に整備を進めているところでございます。なお、平成17年度末の市道の改良率としては、市道延長は約800キロメートルで、そのうち改良延長が450キロメートルになっており、概ね56%となっております。

次に、安全な歩行環境整備事業につきましては、国道54号の整備のところでも申し上げましたように、県道・市道ともに改良や交通安全

施設等事業により、歩行者の安全で快適・環境整備を図る事業を推進しており、今後も道路の性格なり交通状況等を考慮しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、道路空間の整備状況については、潤いのある道路整備の創造、快適な道路空間づくりは大切なことと考えておりますが、これにつきましては、整備箇所や費用並びに管理の問題など費用対効果を含め、今後さらに研究を重ねてまいります。

次に7点目でございますが、公共交通対策の整備状況と今後の計画については、ご承知いただいておりますように、本市におきましては、平成16年度に乗合バス運行路線の再編を基幹として、スクールバスやへき地患者輸送車の活用をするとともに、予約乗合タクシーの導入により、様々な地域の実情を勘案した安芸高田市生活交通安全計画を策定したところでございます。平成17年度からは、この計画に基づきまして、乗合バス路線の大幅な再編、市内タクシー事業者のご協力による予約乗合タクシーの試験運行を実現したところでございます。予約乗合タクシーにつきましては、議会へ報告いたしましたとおり、利用登録者の皆さんへアンケート調査結果をみますと75.1%の市民の方が本運行を望まれておられ、現在は利用していないが、将来は利用することが考えられるため、ぜひとも継続して欲しいという強い要望もいただいております。このため、本運行へ移行するための目標平均利用者基準等を見直し、利用促進を図るとともに、本運行へ向かって作業を進めてまいります。乗合バスにつきましては、平成9年度末までの1年間の利用・収支状況が12月にはバス事業者から報告をされますので、その報告を検討させていただきまして、必要なものは一定の整理を行っていきたいと考えています。

以上のとおり、当面は、大幅に再編した乗合バス路線の課題を整理しながら定着させるとともに、予約乗合タクシーを制度化していきたいと考えております。

最後に、道路の総合的な整備で福祉・地域交通・交通事故・若者交通事故防止・若者定住・観光・子どもの安全・救急体制等の問題が解消されることが、協働のまちづくりの一步と思うが、進捗状況は。のお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、道路整備は安全で安心して快適に生活していく上で、必要不可欠なものであると認識しております。国県道、市道の整備等の概要については、先ほどご説明させていただきましたが、主要幹線道路や各支所等を結ぶ幹線道路については、整備が十分なされているとは言えず、今後、一層の整備促進が必要であると考えております。しかしながら、ご承知のとおり国・県はもとより市の財政状況におきましても、極めて厳しい状況にございます。今後は、国・県との連携を一層強固にいたしまして、道路整備の推進に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご支援ご協力をくださいますようお願い申し上げます。

以上、ご質問いただきました件についての答弁でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

再質問を許します。

14番 入本和男君。

○入本議員

答弁に基づいて再質問させていただきます。基本計画の中で本市とは別に実施計画は本書とは別に作成しますと書いてあるわけですが、それについてどういう状況にあるか1点伺います。

次に①でございますけど、①の件につきましては今の高規格道路は当初17年8月に予定どおりにいっておることと私は推測しますし、ただ吉田側からするという形で、向原の方がどのような状況になっておるのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから②でございますけど、②につきましては道路関係は同僚議員さんも過去にもいろいろと聞いておられるわけでございますけども、あえて私がここで伺っておるわけでございますけど、上根バイパスにつきましても、数年とはちょっと私らも行政用語かどうかわかりませんが、数字を言っていただけののが非常にわかりやすいかなと思えますんで、その18年度末完成で数年にというふうに伺ったんですが、その数年とは何年くらいを指すのか伺うものでございます。また、佐々井地区と下根地区の歩道の計画があると言われたんですが、大体これ、距離はどのくらいの距離の計画になるのか伺うものでございます。

それで国道の問題ですけど、このたびの水害等で甲田町においては下甲立というところがあるんですが、そこが通行止めになる。それから県道におきましては吉田口のところが水没して、あこも交通止めになるという状況が起きるわけでございますけども、これは仕方ないで投げしておくか、かさ上げをする申請をされておるのか、今後どのような状態で対応されるのか伺いたいと思えます。特に54号の場合は市内の人が、あそこに深瀬地区というのがあるわけでございますけど、そこの方は孤立するような状態で、もし急病人等も出ても救急車もいけない状態になるわけですね。そういう時はやはり行政サイドとすればそういう道路のかさ上げをするか、またはそういう時にはゴムボートを待機して、そこでそういう患者さんを運んで対応にするとか、いう緊急体制も必要かと思うんですが、現在そういうゴムボートのものが安芸高田市に何台あって、どのような体制を組んでおられるのか。このたびのような時にどういう形で、水が引くまで待ってくれというような事故ならいいですけど、けが人が出た場合はよろしいですけど、早急にやらなければいけない場合は、あそこを渡すのには川立を、向こう側を回るのも不可能でございますので、そういう点をどのように水没するところをどのように道路管理、これは国道県ですから市ではないですが、市と動かないと国も県も動かないと思えますんで、

その対応を伺うものでございます。

それから③のところでパーセンテージを言っていたんですが、残ったパーセンテージが多分私の想像するところでは過疎地ではないかと思うんですよ。それで公平な原理から言うと、他の議員さんも同じだと思うんですが、ちょっと一歩中央から離れると町ばかりようになってと言われる声を耳にするわけでございます。人間で言えば、すべての道は血管であると思います。血管が切れると障害になって、町そのものもそういう障害のあるまちづくりになろうかと思うんです。残ったパーセンテージの未改良区域等危険場所はどのあたりを差すのか、これが地図を落としてあるものならそういうものをまた、前にも言っていたと思うんですが、進んでおりますのでその進んだ状態と現在の境があれば、残りのパーセンテージのところを教えてくださいというものであります。

4番の市道ですけど、これも800キロと言え、かなり東京の手前の方まで非常に長い中で400済んでおるわけですが、56%済んでおるといって44%、この地区もやはり端の方ではないかと思いますが、こういうのを実施計画書に別の表にしてあるんじゃないかと思うんですよ。そうすることによって、情報公開することによって、ここらもいつ頃はできるんだと、ローリングかけてもらって優先順位を上げてもらうこともできるかもわかりませんし、今回の被害ですよ。それともよそが先にいったから、そこを先にせにゃいけないか、そういう面もありまして、実施計画書は地図に落としたものが十年計画の方が多分あると思うんですが、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

6番目の問いの整備箇所や費用並びに管理の問題など、費用対効果の研究を重ねるとは、研究というのが私はちょっと理解しにくいので、その研究内容をどのようにされるのか、教えてくださいと思います。

それから7番については総務・文教の方で私も意見させてもらっていただくわけですが、先日9月9日の日に高宮の商工会の方がアンケートを取っておられる中に、やはり高齢者の方が非常に不便を感じておられるという数字が一目瞭然にあるわけです。やはり高齢者には自家用車がなくても、車がなくても公的機関、乗合バス、福祉バス等で、やはり時間はあるわけでございますので、隅から隅まで行けるような、今デイサービスを行っているような交通体系を求めておられるんだなというような、つくづくこの資料から伺ったわけでございますので、その取り組みも現在しておられるという形でございます。その中で12月にバス路線の回答が出るという中で、そこらも含めて検討してもらいたいんですが、この資料も多分、産業振興課がお持ちでないかと思っておりますので、その点も合わせて伺うものでございます。

8番としまして、総合的なことを聞いておるわけでございますが、

その中でこのたびの水害で歩いてみますと、やはりガードレールが欲しいところがありましたけど、そのガードレールの問題をどのように危険箇所としてチェックされているのか。それからこれは教育委員会だと思うんですが、子どもの防犯的なもので立木等で見えにくい、また危険な箇所等、どういう形で建設部が中心になって進行されて会議を開いているのか、防災会議を開いておられるのか。

それから先だっけの建設の方に18年度の7月1、2日の災害の発生で、その発生が全く手つかずの状態にあると思うんですね。書類では。その後、それが現在どういうふうに、これを見てみると未対応、未対応というのは8月17日の書類では道路とか河川に着手完了未定対応状況復旧、未復旧とか全く放置してある状況になつとる書類なんですね。8月17日の書類では。こういう状態ですと今回のようなことがあったときに、これによる二次災害はなかったのか、またこの7月の災害についての対応はどのようにされているのか。

それから、これは市長さん、企画の方になるかもわからないんですがここにこれだけの大きな文化施設が建つと、合併前から言われてたんですけど、安芸高田市バイパス言えばオーバーかもしれないじゃないかと思うんですが、その点をどのような位置づけにしておられるか、伺うものでございます。

それと、先ほどから財政面と言われましたけど18年度は370億の予算だったと思うんですが、銭はあるわけなんですけど、投資経費がないだけであって、その投資経費が市民にわからないという部分があるわけでございます。そうすると、投資していかなくてはならない計画が出たら、投資計画の何%を道路にあてる、河川にあてる、福祉にあてるという、投資計画が例え1億あったら1%はそうするという、やはりそういう施策がないと、この計画というものは実施をできないと思いますし、また市民にも説得できないと思うわけなんです。この道路計画につきましては、資産投資計画の予算をただ、今日は、今年は何ぼじゃ言うんかそういうふうにパーセンテージ公債比率の問題ありますから、そのあたりをどのような位置づけで投資計画の運用をされているのか、道路に関して伺うものでございます。

本部とすれば、支所長並びに各部と言いますのも最後総合的に言いましたら、どの部署も道路に関しては関係してくるわけでございますよね、消防署を含め、福祉、教育、産業も当然かかってくる。そこらの防災会議等もありましたけど、観光面から含めても、道路というのは生き物という状態に位置づけられると思うんですが、そのあたりをどのような回数で年に1回か、それとも重ねとられるんか、随時かわかりませんが、その点を伺うものでございます。ただその時に、最後のまとめの危機管理の中には、やはり市民もパニックになっておられました。そうすると行政もパニックになっておりました。パニック

ク同士のもので電話で対応したらいい回答は出ないわけでありませぬ。これは何が不足しておるかと言え、日頃の訓練の不足しか多分ないわけです。6月の時にシミュレーションをやると言いつつ、このたびの市民の声を聞くと、非常に不安がっておられました。市を頼っておられました。一生懸命やられた成果だとは思いますが、そういう面でも振興会で対応しなくてははいけない、消防団が対応しなくてははいけない、市役所が対応しなくてははいけない、その分野がまだまだ明確になってない。逃げようと思つても前はつかつとるし、どこへ逃げればいいんかの、逃げるとこの指定のところについてみれば水が浸かりよるけ、ほいじゃ第2の避難場所はどこかいのというようなパニック状態に陥っておられました。今一度市民の方に目を向けてもらつて、ライフスタイルが保てるように、本当に今日らは本来会議を開くよりか、先ほど緊急会議開かれたように、支所長さんらも早く帰つて地域に対応せにゃいけんとう、しりの悪いところへ座つておられる。また八千代の支所長さんは現地で対応しておられるという中で、やはり現地で指揮をとられないと、支所長は決裁権を持っていない県・国ということになると、やはり市長・副市長の決裁がいてると思うんですね。このたびの災害で現地に既に副市長、並びに市長が現地に行つて見られていった状況があるのかないのかも伺うわけですが、やはり姿を見られることによって市民の方は安心もされますし、希望も持たれます。そういう点でそのあたりの支所、並びに執行部の考えを伺うものでございます。道路とは関係ないと言われるかも知れませぬけど、これは当然道路維持する場合にはこの問題が起きとるわけでございます。その点で伺つておるわけでございます。

もう1点、美土里町の北の関宿では高速バスの大阪行きのバスに乗れますと、あこにも駐車場の問題が縦貫道にもありましたけども、私はせっかくいいあそこに道の駅ができておるのに、あのバス停をなくすいうたらまた美土里町の人困つてもわかりませぬが、道の駅にバス停を移されるという考えは、私はベターだと思うんですが、あこの駐車場を見ても雨宿りもない、非常に便利の悪そうなところでした。けど道の駅というのは非常に立派なところとして、あこにこういう高速バスが乗れるというふうになれば、そのあたりも整備の中で一度確認をしていただいたらどうかなというふうに思つております。

以上わけて質問させていただきましたので、よろしくお願ひします。ただいまの再質問終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時 4分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

○松 浦 議 長

それでは時間が参りましたので、休憩を閉じて再開をいたします。

質問事項が多いのでございますので、的確に答弁をお願いします。

まず初めに、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

災害に市長はどのように対応したかというご質問もございましたので、実は特に避難勧告を出した避難所がもとの吉田町の役場、今の総合センターと、あそこと吉田の小学校の講堂であったわけですが、ここへは情報がなかなか入っておらん。どうなっとるんやというご心配もあると思いますので、私と副市長と一緒に3時か4時だったと思いますが行きまして、状況の説明をして決壊場所もなんとか朝までには復旧できるんで、夜が明けた頃にはなんとか帰ってもらえるように、今努力しよるけえと連絡をしまして、朝6時には避難勧告を解除したというような状況でございますし、その他の自主避難をされたところにも行けるところには行かせてもらったんですが、途中がとても行けんところもございまして、全部回ってございせんし、あくる日八千代の災害現場を見させていただきました。大体まだ甲田は支所長さんにお聞きしておるという状況でございますが、まだ全部把握しておりませんが、できるだけ把握するように努力しますし、それぞれ副市長担当課長は現場を回ってきておるといような状況でございます。

以下、具体的な問題につきましては、それぞれ担当部長の方からお答えをいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

それでは私の方から3点ばかりお答えをさせていただきたいと思えます。まず実施計画の策定の状況でございます。総合計画は構想と基本計画、さらに実施計画という3本柱で計画を成り立っております。構想につきましては10年程度のいわゆるそれぞれの自治体の方向性というものを明らかにしたものでありまして、基本計画につきましては本市の場合、概ね5年程度の具体的な施策の目標を定めております。さらに実施計画におきましては長期総合計画の中では3年程度の実施計画を定め、それを毎年ローリングしていくという形をとっています。この総合計画が17年3月に策定をいたしましたので、17年度実施計画の策定に取りかかりました。当然新市の合併に伴いまして策定をいたしました、新市の建設計画をベースにしたものでございますので、それに沿って財政推計を含め行ったわけでございますが、残念ながら3年程度を持ちまして、持っております基金すべてがなくなるという極めて厳しい状況に陥った結果をいただきました。これでは実施計画そのものになり得ませんので、今回ご質問の道路を含めてあらゆるハード事業、状況によってはソフトにも事業を含めて、大幅な事業の見直しを整理する必要があるという結論に至ったわけでありまして。と同時に今回行財政改革を行っておりますけれども、その成果もこの実施計画の中に組み込み、そして、その合理化の成果を財政推計の中に反映をしていく必要があるという判断をいたしました。したがって、そ

ういう事情がございましたので、今年度新たにそこらあたりを整理をしきった実行性のある実施計画をとということで、現在作業を進めておるところでございます。そういった意味では1年遅れでの実施計画の策定ということではございますけども、合併からのこうした経緯の中で、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

また、実施計画の期間でございますけども、総合計画の中には3年ということを入れておりますが、これでは財政推計上やはり十分な推計値を得ることができませんので、実態とすれば5年ということのなかで、関係部課の方に計画の見直しをしていただいていることでございます。この実施計画につきましては、5年間の中で継続して行なうもの、さらに新規に着手するもの等々の事業を整理をしていけばというふうに考えております。当然それぞれの毎年の決算、並びに予算の編成時期に合わせまして、それぞれローリングをかけ、将来の財政が危うき水準に至らないように細心の注意を持って財政、及び事業を管理をしていくということにしたいというふうに考えておるところでございます。

次に7番目の項目で、高宮町での商工会等々のアンケート等々を引用されて、高齢者が生活交通について不便を感じていると、こういった大きな数字を出しておられるということでございますが、確かに近年生活交通につきましては、大幅な合理化をさせていただいております。ご承知いただいておりますように幹線と支線ということのなかで、とりわけ支線につきましては日常の子どもたちの通学、並びに高齢者等の買い物及び、通院に耐えられる便数路線ということまでしておりますので、そういった意味では残念ながら高齢者の皆さんの日常には、パーフェクトに対応するというにはなっておりません。しかし、そこまでの合理化をかけないと残念ながら生活交通を維持するためには、膨大な経費がかかるということでございますので、そこについてはご理解をいただきたいと同時に、旧町時代ではございませんけども、そういった過酷なことをお願いするわけでございますので、さらにそのバス路線から離れてお暮らしの皆さん方については週1回通院と買い物に対応できる予約乗合タクシー制度を導入する。このことについて全市的にいわれる通院と買い物には、お年寄りが最低限対応できると、そういった体制を構築する。これが現在の安芸高田市の生活交通の整備水準でございますので、これについては原則的にこのことの定着ということで、今度12月には乗合バス等の成果も出てきますので、そこらとにらみ合いながら一定の整備が必要であれば、整理もするという方向で対応もしてまいりたいというふうに思っております。

次に高速バスの関係でございます。停留所の関係でございますけども、旧美土里町の段階では現在の道の駅にすべてのバスを降ろしたりという思いの中で計画をされ、バス会社の方に働きかけも強くされたところであります。現在におきましては、数便の路線バスが道の駅に下

りると。さらには大阪方面につきましては、JRバスでありますけども浜田方面からそこに下りていくというふうなことで、一定の成果は見ておりますけども、しかしながら基本的な広島、三次、庄原の路線につきましては、バス会社は1分2分を争う、そういった過酷な競争をしているのが実態でございますので、そこに降りる、その時間というのは相当なロスになるというふうに会社側の方は考えておるようであります。そこで、例えばそれぞれの便数ごとに何にも乗降客があるという状況ならまだしも、下りても1人も乗らない、降りないという状況では、乗っておられる乗客の皆さんのストレスも高いものがありまして、バス会社としても、なかなかそれについては対応がきれいないではなかろうかと思えます。そういった意味では美土里町の時代の思いというのがございますので、そういった取り組みもすると同時に、現在の美土里町のバス停を閉鎖するということには至らないのではなかろうかというふうに思っております。仮に美土里町のバス停を閉鎖しましても残念ながら、道の駅へすべて降りるという担保はなかなか取れないのではなかろうかというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

総合的な関係の中で災害関係、また総合的には予算ということになるかと思っております。まず2点目の項目でありました、関係の道路等の関連の中で、かさ上げ等も必要だということでゴムボート等の対応はどうかということでございますが、ゴムボートにつきましては、消防署の方で2隻ゴムボートとアルミということで、2隻を準備させていただき、今回の災害も使用をさせていただいた状況でございます。総合的に今回のこうした災害に伴いましては、市の方も災害対策本部を設置させていただき、本所と支所の対応ということでさせていただいたわけですが、いろいろ状況を把握させていただきまず消防団の皆さんはもちろんのこと、地域の皆さん、またそうした関係者のある程度のご協力を得ながら、地域がこれだけの崩壊状況になつとるわけなんで、地域総上げで河川等の対応もしていただいたということが情報には入ってきておるところでございます。どちらにいたしましても、今回の災害ということにつきましては、今までに例のないというような状況の中で、我々も経験をさせていただきましたので、土師ダムが300トンを放流しますと、非常に危険区域になるということが再度明確、300、200ちょっとであればそこらは大丈夫でありますけども、集中豪雨によりますそういう状況では、やはり甲田地域、吉田地域、八千代地域には被害の想定はできるものではなかろうかと思っております。この関係につきましては、放流とそうした対策というものにつきましては、建設省の方とも十分連携を取らせていただいて、

ある程度の整理をさせていただかなくてはならないものと考えております。

続きまして、投資的な経費の財源の確保でございますけれども、いろんな角度で投資することが、総合的な市の基盤整備を安定化させることはもちろんでございます。17年度の現在決算の分析をさせていただいておりますけれども、経常的な一般財源が大体約130億くらいの決算を見させていただいております。その中でも人件費なり、事務的な経費、また物件費等投資的な経費の中に充当させていただいております。一般財源等については、約5億1千万の投資的経費に対して充当をさせていただいております。普通建設業費の中に約、大体普通建設業費を主たるものでございますので、補助事業の中にも2,600万、また単独事業の中には4億4千万ばかりの一般財源を投入をさせていただいたという状況でございます。どちらにいたしましても、18年度の市としての財政分析をさせていただきますに、207億の予算を一般会計で計上させていただきますも、大体145億の計上の一般財源を見ることができます。非常に厳しい状況であるわけなんですけれども、その中で基本的に国保会計とか特別会計等に繰り出す財源が必要になってきております。非常に特別会計に繰り出すというものが20億ぐらいありますので、11の会計についてはそれぞれ公共下水なり、国民保険、また老人、いろんな11の特別会計でございますけれども、一般会計からのそうしたハード事業等、また福祉関係、そういう施策的な関係の事業に繰出しをさせていただいておりますのが現状でございます。年間の実績を見ながら、当初年度における投資的経費にどれだけ財源充当できるかということが、我々当初予算の編成の中でのある程度の枠組みもさせていただくという状況でございます。そういう状況で一般財源だけでは当然投資事業もできませんので、有利な起債でありますとか、ある程度の補助事業を活用させていただいて、できるだけ有利なもの事業選択というものが必要になってくるのではなかろうかと思っております。総合的に災害対策につきましては、明日から総合的な調査等入らせていただきますけれども、最終的に反省すべきかたちのものにつきましては、全体会議の本部会議の中で集約をさせていただき、次の対応というものも整理をさせていただきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

それでは何点か数がございますので、順追ってご説明させていただきますが、答弁漏れがございましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

それでは1番目の高規格道路の関係で、特に向原の状況はどうかというご質問だったかと思っております。これは先般も市長の方が、昨日ですか説明をされましたように、吉田町1地区、向原町で2地区の説明会

を8月の下旬にさせていただきました。幸い吉田町の方につきましては、この事業に対する概ねの了解をその日にいただいたような感触で、県の方も帰っております。また、向原地区につきましては、特にこちらから行きますと出たところが正力地区でございます。ここにつきましてはやはりトンネルが抜けて出る、また棚田もある、集落もあるというようなことで地域の方もそれぞれいろんな不安を持っておられる、そういう中での詳しい説明をさせていただいたわけですが、特に大きな問題としましては、地域の要望もあったわけですが、いわゆる正力インターをぜひ将来のことを考えるといるのではないかというご要望が出ておりましたので、それらの調査をし、県としてそこへやるというようなことで地元へお話しをしております。基本的には大方の方もこの事業に対する県の方の熱意、市の熱意も感じていただいておりますというふうに我々も理解をしておりますが、インター等の計画が出ましたのでその地区につきましては、再度詳細測量がいるということで現在地元の方へそのお願いなり、前回の説明に伴いまして多少まだいろいろ不安があるということで、近々県の方も地元へ参って説明をさせていただくという運びになっております。

それから広島、三次県道の側の方につきましても、いろいろこの事業に対して不安なりご意見もございましたが、ここにつきましても主要地方道の交通量が非常に大きい、またすぐ近くに一級河川の戸島川があるというようなことも含めまして、インターの設置に大分国と県とのやりとりのなかで、時間がかかってまいりました。そのなかで一部再度詳細設計をする必要があるということにつきましても、地元の方へ詳細設計のお願いをするということで、準備をしているところでございます。

それから次の国道54号、数年とはいくらぐらいかということで、以前国交省三次の事務所の方へお尋ねした経緯があるんですが、まだ国としてもはっきりとした年数は言えないと、ただできるだけ早いうちにあこまではなんとかやりたいという話があったので、数年という、これは希望を含めて書かせていただいておりますので、数字をちょっと具体的には私の方から申し上げる状況にございません。

それから八千代地区の佐々井、下根の測量の延長でございますが、確か佐々井の方が600メートル、下根が700メートルというふうに記憶しておりますが、これが逆であったかもわかりませんが、大体600、700メートルを測量したいということで国交省の方から聞いております。

それから次に、国道、県道の水没ということで先ほど総務部長の方からも話があったんですが、特に54号、これは下甲立あるいは八千代、吉田も同様な状況があったわけですが、いわゆる集中豪雨による内水排除の問題等いろいろございます。まだ国との具体的な話もしてませんが、国は国として状況は把握しておると思っております。

ので、今後協議を進めていきたいというふうに思っております。

それから主要地方道広島三次の吉田口のところでございますが、これも以前から灌水するというので、20年前後前に非常に地域の方も苦労され、また県の方もそこを何とかするというので、改良の工事をされたということを聞いておりますが、いずれにしましても戸島川の水位が上がりますと、どうしても排水できないという状況にございます。県の方でこれをもう一度上げるということは聞いておりませんが、水没した状況については報告をさせていただいておりますので、また災害等の協議の中で、話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから県道の改良してない残りのパーセントについては、過疎地ではないかということでございます。安芸高田市、基本的には吉田・八千代のところが旧町で過疎でなかったということで、あとは過疎地でございます。ご指摘のとおり過疎地のところが未改良の箇所がかなり残っております。これらにつきましては、県の方も道路整備十年計画の中で随時やるように考えておりますが、やはり中心部等の安全対策、交通量が多いところからということで、全般的になかなかないのが現状でございます。ただ17年度から権限移譲の中で、いわゆる一般県道につきましてはある程度、市の方と連携ということでやらせていただいております。ただこれも全部市が自由に采配ができるという状況でございますが、我々もしっかり周辺部の改良に向けて力を出していきたいと思っております。未改良区間の図面ということでございますが、これは基本的には県が管理しておりますので、私の方からそれを図示して提示をさせていただくということは、いかがというふうに思っております。

それから次に市道の未改良地区も同様ではないかということでございますが、市道につきましても同様な状況で、どうしても民家、人家の多いところから整備をされてきている状況でございます。ただこれは6町それぞれ市道に対する、これは他の事業もそうですがいろいろ工夫をされて道路整備が進んでいるところ、逆に下水道を優先したところ、あるいはその他の事業を優先されたところということで、かなりバラツキがございます。そういう中で合併直前には場整備等でやられた道路も市道認定をしておこうというようなこと等もあったようでございまして、先ほど申し上げましたように800キロメートル程度のいわゆる、6町寄せ集めましたら、市道としての台帳に登載をされております。今年度そういう中で主要幹線について一定の整理を進めるということで予算もしていただいておりますので、それを進めながら今後周辺の市道をどういうふうにするかということを検討していく必要があるかと思っております。ただ先ほど総務部長の方からも言われました、道路の投資的な財源等もございまして、これらは実施計画等踏まえながら、いろいろ今後検討していく必要があるかと思っております。

ともかく現在継続中の路線ございますので、それについては早期に進めて、あと各支所等で幹線道路をするというのを今後いかに取り組んでいくかということが課題だというふうに思っております。

それから6番目、いわゆる道路環境の整備のところでは研究内容がどのようなところかというご指摘でございます。基本計画の中では、その中で安全な歩行環境の整備ということで、歩道等の整備も改良は済んでおりまして、県道、市道ともになかなか進んでいないというのが現状でございます。そこらについてはそれぞれハード面の整備が必要なわけでございますが、あるいはその中に書いてあるバリアフリー化。これはどのようなやり方がいいのかという思いもあって研究という言葉、さらにはその下に道路空間の整備ということで、非常に大きい観点で美化とか空間の整備ということでございますので、これらについて、どのようなやり方を具体的に他市で取り組まれるかということも合わせて研究もさせていただくということで、研究という言葉を使わせていただきました。

それからガードレールのチェックはどうなっているかということで、実はガードレールは、全部チェックをして歩いている状況にはございません。危険な箇所等もまだ残っていると思いますし、ガードレールがいつの間にか破損してそのままになっているというところも見受ける場所もございます。ただ現状でガードレール等が破損しているところにつきましては、自動車等でぶつかった原因者をお願いをしたり、そうでない場合は市の方でやらざるを得ないという状況もございますが、すべてのチェックをしているという状況にはございませんので、支所等あるいは市民の方から連絡ございましたら、現地に行っておるのが現状でございます。

それからもう1点流木等で見えないところはどのようにしているか、確か防災会議等で協議をしているかというような内容だったと思いますが、いわゆる道路の視界が悪い、木が被さっているということであえてそれでの会議はもっておりませんが、状況に応じて必要最小限被っている木、あるいは流木の伐採をこれまでもさせていただいておりますが、そういうなかで大々的にはできませんが、見通しのきく程度のことは安全管理上、する必要があると考えております。それから、先般8月の18日に提示させていただきました7月の始めから、7月中におきました災害発生の関係でございますが、その時にはまだ災害状況のことだけ書かせていただいておりますが、その後の状況は、実は昨日2次の査定がございました。これで7月の初めにあったものについて査定を受けております。それから7月の終わりにありました災害につきましては、現在のところ10月頃に国の方で3次査定ということで、入るというふうに聞いておりますが、その中で現在、それぞれ設計した、いわゆる査定設計書に基づいて査定を受け、それがOKが出ますと実施設計を組んで工事の発注をさせていただいて、完了に向けてい

くということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。
以上でございます。

○松浦議長 答弁がなされましたが答弁漏れはありませんか。

○入本議員 大きく言えば安芸高田市バイパス計画について聞いたんですが、幹線道路の。吉田のバイパス言うた方がいいかもわかりませんが、その。

○松浦議長 今の質問に対して、計画ですので暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時45分 休憩

午後 3時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 再開します。

答弁漏れについて答弁をいたします。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 現在合併時にいわゆる20分内道路ということで、主要幹線の整備というような状況もございます。そういうものを中心にやるということで、基本的に今ございますのは、高規格道路をぜひ早急にやりたいということで、他のバイパス道路については私の知るところではないと思っております。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

14番 入本和男君。

○入本議員 総括してこの問題を終わりたいと思いますが、産建の方でも非常に審議しておられるので、あえて一般質問で細かくいうことはないかと思うんですが、やはり議会で答弁されたことは実践に移していただきたいと。それで災害というものはいつやってくるかわからないというのが予測できないとかいう答弁ではもう終わらない時期に入っていると思います。やはり市民でも47年度の災害に対して2割ほどかさ上げして屋敷を建てたけど、それでも水が入ったというふうなかたちがあるわけなんです。やはり現在の水害に対して、2割り増し計算、3割り増し計算で被害対策をするんだと。それでなおかつ、今回の災害を基準にするんじゃなくて、道路管理を基準にするんじゃなくてそういうところを吟味したうえでの計画が将来必要だということなんで、初めてで、初めてでじゃなしに、対応が、それでは今からの住民には十分理解していただけないということがこのたびわかりましたので、ひとつ行政の方で企画される場合は、計画設定される場合はそこらも頭に入れられてやっていただきたいと。だから吉田にバイパスがいるんじゃないかと、そう言ったんですが、それは今考えておらんとおられたんですが、やはり10年後にはここにそれだけのものを建てたら幹線道路がいるというのがわかっておることなんですよね。そのあたりも考えとらんじゃなしにやる意欲を見せてもらいたかったということ

で、答弁はいりません。

以上で終わります。

○松 浦 議 長

以上で入本和男君の質問を終わります。

本日昼休憩に議会運営委員会を開き、本定例会の運営についてご協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長 青原敏治君の報告を求めます。

○青 原 議 員

議長。

○松 浦 議 長

青原君。

○青 原 議 員

本日12時半から議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしましたので報告をいたします。

本日請願が1件提出されました。この件はお手元の請願文書表のとおり、総務企画常任委員会に付託されます。審査の上、協議が整いましたら発議として最終日に上程されます。

以上報告終わります。

○松 浦 議 長

以上で議会運営委員長の報告を終わります。

ここで請願について報告いたします。

本日、請願1件を受理いたしましたが、お手元に配布しております請願文書表のとおり総務企画常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

以上で本日の日程を終了いたし散会いたします。

議事の都合により、明日21日から10月1日までを休会といたし、次回は10月2日、午前10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後3時51分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員